

ディスクロージャー誌

J Aみなみ魚沼 2024

(2024. 02 現在)



みなみ魚沼農業協同組合

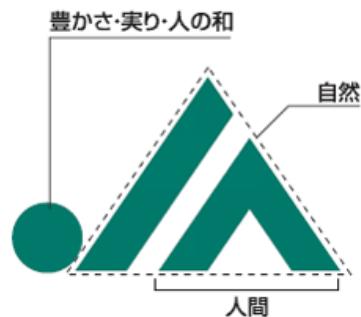
J Aみなみ魚沼のプロフィール

◇設立	平成31年3月	◇組合員数	15,184人
◇本店所在地	南魚沼市	◇役員数	27人
◇出資金	19億円	◇職員数	456人
◇総資産	1,385億円	◇施設数	61
◇単体自己資本比率	23.85%		(令和6年2月末現在)

【JAマーク】

「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperatives の略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。



農業協同組合としての原点
(協同組織、農業・地域への貢献) を表しています。

金融システムの一員として、他の金融機関に引けをとらない総合金融サービス（貯金、ローン、決済等のフルバンキング機能）を提供することを表します。

J A 約領

～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境、文化、福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帶によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

※ 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスカウントカードです。

※ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と一致しない場合があります。

目次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 行動指針	2
3. 経営方針（JA基本戦略・自己改革）	2
4. 経営管理体制	7
5. 事業の概況（令和5年度）	7
6. 農業振興活動	18
7. 地域貢献情報	19
8. リスク管理の状況	21
9. 自己資本の状況	33
10. 主な事業の内容	34

経営資料

I 決算の状況	48
1. 貸借対照表	48
2. 損益計算書	50
3. キャッシュ・フロー計算書	52
4. 注記表	54
5. 剰余金処分計算書	87
6. 部門別損益計算書	88
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）	90
8. 会計監査人の監査	90
II 損益の状況	91
1. 最近の事業年度の主要な経営指標	91
2. 利益総括表	91
3. 資金運用収支の内訳	92
4. 受取・支払利息の増減額	92
III 事業の概況	93
1. 信用事業	93
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	

② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	102
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	104
(1) 購買事業取扱実績（買取購買品）	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
(6) 加工事業取扱実績	
(7) 農地利用集積円滑化事業取扱実績	
(8) その他事業取扱実績	
4. その他事業取扱実績	107
(1) 福祉事業取扱実績	
5. 指導事業	107

IV 経営諸指標

108

1. 利益率	108
2. 貯貸率・貯証率	108
3. 職員一人当たり指標	108
4. 一店舗当たり指標	108

V 自己資本の充実の状況

109

1. 自己資本の構成に関する事項	109
2. 自己資本の充実度に関する事項	112
3. 信用リスクに関する事項	113
4. 信用リスク削減手法に関する事項	117
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	119
6. 証券化エクスボージャーに関する事項	119
7. 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項	119
8. リスク・ウェットのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項	121
9. 金利リスクに関する事項	121

VI 連結情報

123

1. グループの事業系統図	123
2. 子会社等の状況	123
3. 連結事業概況（令和5年度）	124

J Aみなみ魚沼役員等の報酬体系

1. 役員	125
2. 職員等	126
3. その他	126

J Aみなみ魚沼の概要

1. 機構図（令和6年5月現在）	127
2. 役員構成（役員一覧）	128
3. 組合員数	128
4. 組合員組織の状況	129
5. 特定信用事業代理業者の状況	130
6. 地区一覧	130
7. 沿革・あゆみ	130
8. 店舗等のご案内	131



ごあいさつ

代表理事組合長 井口 啓一

日頃より、みなみ魚沼農業協同組合に対して格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当組合の令和5年度の業績や活動内容をまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただき、当組合へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

はじめに、昨今の厳しい経営環境が続く中、組織・経営基盤の強化・確立に向け、新潟県内でもJA合併が進み、県内8JAとなりました。このような中ではありますが、当組合の令和5年度事業では、皆様方の多大なご理解とご協力とこれまで実践してまいりました改革が実を結び、会計上の経営諸課題に適切に対処したにも関わらず、計画どおりの事業実績を計上することができましたことに、感謝申し上げますとともに、あらためて2JA合併の効果と規模は小さいながらも、JAみなみ魚沼の力強さを確信したところであります。

さて、農業分野では、生産資材や燃油価格などの高騰に加え、近年の異常気象など、引き続き厳しい環境下におかれています。昨年の農業生産においては、品質・収量・実需者への安定供給など、多くの課題を残しました。トップブランド産地として品質のV字回復と収量の安定化を目指し関係機関と連携・協力しながら、持続可能な農業生産に取り組んでまいります。また、稲作はもとより管内全域の園芸振興を含め、全力で生産現場を支援してまいります。

当組合の経営においても、厳しい環境が続いております。このような中、第1次中期経営計画に掲げた「拠点型施設整備基本構想」を着実に実践し、「営農」と「くらし」の高水準な総合サービスを南魚沼郡市旧町単位で展開し、一定の成果が表れたと実感しているところであります。今中期経営計画では、特に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取り組むとともに、地域の実態に則した協同活動と実行可能性ある成長・効率化の各施策を展開し、総合事業を支える組織・経営基盤の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、JAみなみ魚沼では、組合員の皆様との対話をもとに、南魚沼地域で必要とされる農業協同組合として、組合員と共に役職員一同歩んでまいりますので、なお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月

1. 経営理念

南魚沼の豊かな自然環境と共生し、農業を架け橋として地域社会に貢献する悦びを感じるとともに、実りある地域農業を確立し、組合員の飛躍を支援します。

【キャッチフレーズ】組合員とともに農業・地域の「夢」を実現！

2. 行動指針

J Aみなみ魚沼の役職員は“おもいやり”の精神で行動します。私たちの“おもいやり”とは、組合員・地域・働く仲間の『おもい』に寄り添い、互いに力を合わせ、一人一人の笑顔を創造することを『やりがい』に、向上心とチャレンジ精神を持って行動することです。

【合言葉】みんなの『おもい』を『やりがい』に

3. 経営方針（J A基本戦略・自己改革）

農業生産構造の変化に加え社会・価値観の変容や原料価格の高騰、異常気象など、農業・地域・J Aを取り巻く環境は一段と厳しい状況下にあります。このような中、令和6年度は、第2次中期経営計画の初年度として、以下に取り組みます。

初めに、大規模な経営で地域農業をリードする「担い手経営体」、地域農業を支える「中核的担い手」、農業・農村を支える「多様な担い手」がそれぞれ農業振興の主人公となって連携・補完し合い、農業者の所得増大と農業生産の拡大に取り組みます。また、組合員の結集を図り、実需者の信頼と期待に応える高品質な南魚沼ブランドの安定的な供給を通じ「持続可能な農業の実現」と「地域農業の発展」を目指します。

次に、協同活動として「食・農・健康・助けあい」を軸とした「くらしの活動」と支店・地域を中心とした組織活動や地域貢献活動などの「支店等協同活動」等を通じ、組合員・地域住民の心豊かなくらしの実現に取り組みます。

協同活動は、「地域の活性化」に貢献し、「組織基盤の強化」につながる活動であり、組合員とのつながりを強め、次世代正組合員や地域を支える協同の仲間である准組合員との組織基盤の深化や新たな関係性づくりに取り組みます。

最後に、J Aみなみ魚沼は、「相互扶助」の考え方のもと「一人は万人のために、万人は一人のために」とする協同組合の一員であり、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを通じ、組合員・地域とともに南魚沼地域の持続可能な地域農業振興を核とした持続可能な地域社会づくりに貢献します。

《J A基本戦略》

（1）J A地域農業基本戦略

農業構造の変化や組合員との対話を踏まえながら、組合員・地域農業・J Aの成長発展を実現するため、農業者の所得向上に繋がる積極的な販売活動を展開するとともに、組合員の営農活動と産地ブランド農産物を底支えする共同利用施設への投資（注）を通じて持続的な生産振興を図ります。

- (注)①歴史と伝統のある管内産地の維持・発展と西瓜生産者の所得増大
②全国的な減産傾向を受けて魅力ある商品づくりを継続すれば非常に恵まれた販売環境
③生産組合からの強い取得要望
①～③の事から、当初の計画通り、西瓜選果施設の取得を実現させたい

(2) JA地域・くらし基本戦略

安定したサービスを提供するため、事業基盤の強化に向け営農経済事業の収支改善に取り組むとともに、組合員との対話による取り組み施策の点検を進め、地域の農業振興や暮らしを支える経済事業（総合事業）を展開し、「組合員・地域への貢献を第一」に多様化する利用者ニーズの負託に応える事業運営に取り組みます。

組合員・地域住民に寄り添い、農業と生活における利用者ニーズに最適な金融商品と付加価値の高いサービスの提供を通じ、地域に信頼され必要とされる金融機関を目指します。また、共済事業においてJA共済の理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の安心・信頼に応え「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供を通じ豊かで安心して暮らせる持続可能な地域社会づくりに貢献します。

(3) JA経営基本戦略

地域の多様性を尊重し地域住民とJAが協同した地域づくりを目指すため、職員の人づくり、実行可能性のある成長戦略・効率化戦略を実践し、未来を見据えた組織・経営基盤を確立します。

『JAみなみ魚沼自己改革工程表』

JAみなみ魚沼は、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただきました。

令和5年度も引き続き組合員との対話を重視するなかで、自己改革実践サイクルの構築に取り組んでおり、きめ細やかな営農指導をはじめ、トップセールスによる積極的な営業活動を展開し、マーケットインに基づく南魚沼産コシヒカリの独自販売と産地精米による商品価値を高めた安定販売を実施してきました。また、管内稻作経営体への園芸品目（八色西瓜）の導入・生産拡大など、複合営農への取り組みを進めてきました。

今後もJAみなみ魚沼は、信頼され南魚沼地域で必要とされるJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な組織・経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

1. 自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目は業績評価指標（目標）】

- (1) 訪問活動や座談会などを通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- (2) 「組合員とともに農業・地域の『夢』を実現」につながる必要な取り組みについて、目

標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。また、これらの取り組みにあたり、必要な農業・生活資金の供給にも取り組みます。

①販売力強化による取扱品目の需要拡大に向け、次のことに取り組みます。
(ア) 需要に応じた南魚沼産米の生産と販売拡大 (イ) 農畜産物の販売高増加

②マーケットインに基づく販売事業の展開により、次のことに取り組みます。
(ア) 南魚沼産米の有利販売追求と安定供給の実現
(イ) 南魚沼産米の集荷結集と園芸産地拡大に向けた担い手との結びつき強化

③南魚沼地域における農業の持続的な発展に向け、次のことに取り組みます。
(ア) 農業者応援事業による営農活動支援

④「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
(ア) 正組合員の加入促進 (イ) 准組合員（地域を支える協同の仲間）の加入促進
(ウ) 女性総代等の意思反映 (エ) 地域づくり委員会の開催
(オ) 一支店一協同組合の実践

(3) 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C Aサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

2. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や集落座談会のみならず、地域に根ざしたJAを目指して「正組合員とともに、JAの主役であり、地域を支える協同の仲間」である准組合員の思いや願いを実現するため、准組合員モニター制度や准組合員懇談会などの仕組みを通じてJA事業に気軽に意思反映できる機会を設け、正組合員と准組合員が一体となったJA運営の実現に取り組みます。

また、地域を支える協同の仲間である准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

3. 自己改革の実践を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

南魚沼地域でも農業生産構造の変化、少子高齢化の進展による人口減少、また、物価高騰や異常気象など、農業・地域・JA経営を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

こうした情勢のなか、JAみなみ魚沼として現在取り組んでいる拠点型施設整備基本構想の着実な実践や営農経済事業の収支改善など、5年後の中長期収支シミュレーションを行ったところ、一定水準の事業利益を継続的に確保できる見通しとなりました。

なお、事業環境については、一層不確実性を増している状況であるため、環境変化を的確にとらえ、同基本構想を通じ、「営農」と「くらし」の高水準なサービスを南魚沼郡市旧町単位（大和地区・六日町地区・塩沢地区・湯沢地区）で提供します。また、地区的実態に則した協同活動と収益性と健全性確保に向け、実効可能性のあるビジネスモ

デルを構築し、自己改革の実践を支える経営基盤の充実にあたり、次のことに取り組みます。

(1) 営農経済施設の拠点化（整備含む）

六日町地区	車両販売・修理拠点化（令和6年7月）
塩沢地区	農業機械重整備拠点化（令和7年3月）

(2) 既存ATMの再編

既存設置場所	六日町中央支店、六日町支店、五十沢、城内、大巻、浦佐支店、薮神、大崎（農業会館）、東、石打、塩沢支店、はりまやナッツ店、中之島、上田、湯沢支店
廃止	北里大学

(3) 遊休施設の流動化（解体処分含む）

廃止支店	五十沢支店、城内支店、大巻支店、薮神支店、中之島支店
その他施設	デイサービスセンターなどの里あいあい

(4) 営農経済事業の収支改善

JAみなみ魚沼自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大				
需要に応じた南魚沼産米の販売拡大・農畜産物の販売高増加		令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者：出荷生産者【販売量・販売額の増加、所得増大】		目標	目標	目標
令和8年度	販売品販売高 75.6 億円	69.7 億円	73.2 億円	75.6 億円
南魚沼産米の有利販売追及と安定供給の実現		令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者：出荷生産者【仮渡金・精算金の維持及び増加】		目標	目標	目標
令和8年度	コシヒカリ独自販売比率 92%	92%	92%	92%
農業者応援事業による営農活動支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者：組合員（販売農家）【資材コスト低減、作業省力化等】		目標	目標	目標
令和4～6年度	助成額 6 千万円	2 千万円 (予定)	2 千万円 (予定)	2 千万円 (予定)

※ 令和7年度以降の農業者応援事業は、現状での計画です。

地域の活性化		令和6年度	令和7年度	令和8年度
正組合員の加入促進		目標	目標	目標
令和8年度	正組合員加入 150 名以上	100 名	120 名	150 名
准組合員（地域を支える協同の仲間）の加入促進		目標	目標	目標
令和8年度	准組合員加入 200 名以上	200 名	200 名	200 名
一支店一協同活動の実施		目標	目標	目標
令和8年度	全地区での実施	4 地区	4 地区	4 地区

経営基盤の確立・強化		令和6年度	令和7年度	令和8年度
営農・経済施設の集約（整備含む）		目標	目標	目標
令和7年度	車両センター集約・農業機械整備	車両集約	農機整備	－
既存ATMの再編		目標	目標	目標
令和8年度	管内 14 台	18 台	18 台	14 台
遊休施設の流動化（解体処分含む）		目標	目標	目標
令和8年度	計画的処分	－	1 施設	2 施設
営農経済事業の収支改善		目標	目標	目標
令和8年度	収支改善の実現	実践	実践	実践

対話・意思反映			
項目	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
組合員との訪問・対話（回数、軒数）	12 回、10,165 軒	12 回、10,165 軒	12 回、10,165 軒
地区別集落座談会（回数、出席人数）	1 回、300 人	1 回、300 人	1 回、300 人
准組合員モニター（回数、出席人数）	4 回、10 人	4 回、10 人	4 回、10 人
スマホ教室（回数、出席人数）	6 回、10 人	6 回、10 人	6 回、10 人
女性総代等懇談会（回数、出席人数）	1 回、30 人	1 回、30 人	1 回、30 人
組合員アンケート（回数、出席人数）	－	－	1 回、1,000 人
部会・生産組織ヒアリング（回数、団体数）	－	－	1 回、10 団体

4. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員各層の意思反映を行うため、女性理事枠を設けて選出を行っております。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況（令和5年度）

新型コロナ感染症も5類へ移行し、通常の社会活動に戻ろうとする兆しが感じられる中、生産コストの高止まりが農業経営に大きな影響を及ぼす一方、生産コストの米価への転嫁は進展せず、また、自然災害の激甚化・頻発化などにより、生産現場は厳しい状況が続いている。他方、気象変動や世界的な人口増加、中東やウクライナ情勢など、食料安全保障リスクの高まりが世界的な課題となっています。

このような状況の中、食料・農業・農村基本法等の改正では、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進展、我が国における人口減少その他の食料、農業及び農村を巡る諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等、JAグループの要請内容が大きく反映され、厳しい環境が続く生産現場を力強く後押しする内容で閣議決定がされました。

管内の農業生産では、昨夏の猛暑や渇水・フェーン現象により作況指数は中越96の「やや不良」となりました。また、品質においてもコシヒカリの1等米比率は過去最低の8.1%（カントリー除く）となり、異常高温時の技術対策など課題を残しました。

販売面では、需要を早期に確保するため、販売先に対し積極的な事前契約を推進し積み上げを図ったものの、主食用コシヒカリでは186,507俵（契約比96.9%、前年比98.3%）の集荷となり、販売先の希望数量を確保することができず安定供給に課題を残しました。なお、販売価格については生産資材の価格高騰を受け、一部の取引先からは価格転嫁への理解を得ています。

一方、園芸分野でも異常気象の影響を受けたものの、新たな西瓜選果施設の取得に向けて、生産組合と生産者・関係機関が一丸となり各種施策に取り組んだ結果、販売額では5億円超など、一定の成果をあげることができました。また、農畜産物直売所でもコロナ禍前以上の賑わいとなり、過去最高となった昨年度を大幅に上回る6億6,456万円の販売実績となりました。

J A運営では、令和4年度の支店再編（大和地区・塩沢地区）に続き、六日町地区の支

店再編（五十沢支店・城内支店・大巻支店）を実施し、六日町中央支店として業務を開始しました。なお、六日町支店と湯沢支店では、貯金・為替等の業務を限定した店舗運営を開始するとともに、地域性や利便性を考慮し各種のサービスを提供しています。また、第1次中期経営計画に掲げた「拠点型施設整備基本構想」を着実に実践し、六日町拠点として本店等を新たに取得するとともに、生産資材の安定供給、営農指導員の配置、配送業務の拠点として、アグリセンター六日町店をリニューアルし、ワンストップサービスの充実を図りました。

令和5年度も当組合の経営環境は厳しい中ではありましたが、組合員をはじめ関係各位のご理解とご協力、また、これまで実践してきた改革が実を結び、決算基準日において保有するその他有価証券の一部を企業会計基準等に準拠し減損処理したものの、事業利益では22,325千円を計上することができました。また、当期剰余金では18,878千円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

①指導事業

(ア) 営農指導事業

持続可能な農業経営に向け、需要に応じた米生産の推進と水田活用米穀の取り組みを実践し、生産者の所得確保と生産基盤の維持・強化を図りました。

また、部門間連携によるTAC活動の強化に取り組み、営農指導の他、低コスト肥料農薬の提案や八色西瓜の新規作付提案に取り組みました。

生産者の営農活動支援として実施するJA独自助成制度の農業者応援事業については、338件の活用をいただきました。

(イ) 稲作指導事業

令和5年産米は南魚沼産コシヒカリの品質・食味の高位安定化を図るため、水稻栽培に関する情報発信に努めました。また、当年は高温下で登熟が進んだため、稲刈りの開始時期を早めるよう関係機関と協調しながらLINE等を活用した情報提供に取り組みました。

作柄概況については、7月から9月にかけて気象災害的な異常高温が続き、一部の圃場では渴水により稻の枯れ上がりが発生しました。その結果、作況指数は96と収量が減収したこと、心白・背白・腹白・基部未熟といった白未熟粒の発生により1等米比率は8.1%と大きく低下し、生産者の農業経営に影響を及ぼしました。

令和6年産の南魚沼産コシヒカリ作付けにあたり、異常高温時の適正施肥の実施及び収量の安定化が課題となりました。

(ウ) 園芸畜産指導事業

園芸の各品目では、育苗指導や圃場巡回、栽培指導会などを実施し品質向上に努め

ました。八色西瓜については、本年度から取り組んだ密植栽培・作期延長により所得向上に一定の成果が得られたことから、令和6年度以降もその取り組みを継続します。また、「米プラス西瓜」を複合営農の要と位置づけ、新規栽培者確保に向け取り組みました。

農畜産物直売所では、栽培カレンダーで情報を共有するとともに、出荷者対象の各種研修会を開催し、地場野菜の品揃え確保に取り組みました。また、あぐりばーく八色では新たにJA主催で「西瓜まつり」を開催し、来場者の増加につなげることが出来ました。現在の両直売所の登録生産者数は、四季味わい館は199名、あぐりばーく八色は292名で推移しています。

畜産では、家畜診療所と連携した定期的な巡回指導と衛生管理指導を実施し、乳質向上と肉質向上に取り組みました。

②販売・保管事業

(ア) 米穀販売・保管事業

i 米穀販売事業

政策や需給環境の変化に対応し、水田フル活用による主食用米とコメ新市場開拓用米の需要確保に取り組みましたが、昨夏の記録的な猛暑や渇水・フェーン現象により大幅な減収となり、令和5年産米の集荷量は契約比97.1%の197,095俵に留まり、安定供給が課題となりました。

また、令和4年産米については、消費者の節約志向の高まりから高価格帶米の販売が苦戦する中、これまで築き上げてきた販売先との関係強化により早期に全量販売を完了し、最終精算を実施しました。

ii 保管事業

南魚沼産ブランドを強化するため、自主保管マニュアルに則り、特産センターのHACC Pに対応した衛生管理点検を全倉庫で実施し、安全衛生意識の向上を図り、南魚沼米の信頼確保に取り組みました。

iii 農産物検査業務

検査現場では、複数人検査体制の整備や指導検査員による倉庫間巡回指導を実施し、程度統一に取り組みました。

また、研修会や鑑定会を年間19回開催し、検査員の鑑定技術の向上を図るとともに、将来に向けた検査体制の整備・強化を図るため、新たに2名の検査員を育成しました。

(イ) 園芸畜産販売事業・直売所

園芸販売事業では、取引先との情報交換を軸とした連携強化を図りました。蔬菜類では、猛暑による収量減に課題を残しましたが、西瓜は密植栽培・作期延長など新た

な取り組みにより、前年度を上回る結果となりました。また、菌茸類では、値決め販売等により不需要期を乗り切り、需要期につなげる販売を展開することができました。

直売所では、年間を通じた地場野菜の品揃え確保に取り組むとともに、両直売所において積極的にイベントを開催し、集客率アップにつなげることができました。

園芸全体では、計画比 100.5% の 22 億 8,490 万円、直売所では、四季味わい館が計画対比 110.0% の 4 億 783 万円、あぐりばーく八色が計画比 110.0% の 2 億 5,673 万円となりました。

畜産関連、生乳では、計画通りの出荷量を確保し、肉牛は計画以上の出荷となり、畜産全体では、計画比 111.0%、2 億 3,687 万円となりました。

③加工事業

(ア) 加工・特産品販売事業

加工品の主力である生切りもちは、他産地との差別化を図った産地限定(南魚沼産)の販売戦略により、13 万 4,000 パックを販売しました。こしひかり味噌は、JA のオンラインショップやふるさと納税等、サイト運営の強化により、1 万 1,500 パックを販売し、加工品の供給高は計画比 99.0% の 9,979 万円となりました。

また、特産品については、新たな季節野菜の詰め合わせの販売による消費者の満足度向上を図り、加工・特産品合計の供給高は計画比 104.8% の 1 億 4,763 万円となりました。

(イ) 精米小売事業

令和 4 年産米については、国際情勢の影響に伴う各種資材等の価格高騰等による流通コストの上昇分を適切に販売価格に転嫁することができたものの、依然として続く物価高の反響は消費者の家計を圧迫し、米を含む食品全体の販売を鈍化させる要因となりました。大規模消費地においては、低所得世帯を対象とした食費支援事業を発表し、米の購入・消費を後押しするものとなりました。また、令和 5 年産米については、梅雨明け以降に続いた異常な高温と少雨、そしてフェーン現象等の影響により、品質低下が避けられない状況での動き出しとなりました。

各種マスメディアによる品質低下に関する報道は、販売環境を一段と厳しいものとしましたが、積極的な営業展開と消費地での PR 活動により、南魚沼産コシヒカリの新規販路の獲得に取り組みました。

精米販売では、コスト上昇を踏まえた適正な販売価格に対しての理解を求めるとともに、消費者に向けた品質低下に関する丁寧な説明と対応に取り組み、供給高は計画比 101.2% の 13 億 4,201 万円となりました。

また、玄米販売では、令和 5 年産米は異常気象の影響により収穫量が減少した中、2 等米、3 等米が中心の販売となりましたが、供給高は計画比 104.7% の 28 億 6,340 万円となりました。

④農業関連利用事業

(ア) カントリーエレベーター

昨夏の記録的な猛暑や渇水、フェーン現象の影響により管内の作柄は品質、収量ともに大きく低下し、品質低下への不安からカントリーの利用者及び荷受穀量は増加し、稼働率は75%となりました。

また、販売先から求められる品質維持のための適正な乾燥調製作業を行い、高品質なカントリー米の供給に取り組みました。

施設管理では、機能維持のため計画的な修繕を実施し荷受けの効率化を図りました。

(イ) 育苗センター

育苗ハウスをフル活用し、適期定植に応じた育苗計画に基づき、高品質な健苗を100,731箱（計画比95.9%）供給するとともに、コスト低減を支援するため、出芽苗と緑化苗の普及を推進し、16,959箱を供給しました。

また、育苗ハウスの有効活用を図るため、令和4年度に引き続き、小玉西瓜とシャインマスカットの試験栽培に取り組みました。

(ウ) 種菌センター

優良種菌製造に向け、接種室・実験室・保管庫等の更新工事による更なる品質向上に取り組み、令和5年度は172,000本の安定供給を行いました。

(エ) リース・レンタル事業・農地利用集積円滑化事業

園芸複合経営・園芸品目の生産規模拡大支援を目的とした畑作用農業機械のリース・レンタルにより、園芸品目生産者のコスト低減に取り組みました。

認定農業者への農地集積は微増し、管内では55%となりましたが、農業人口の減少、高齢化の進展による農業後継者・担い手確保対策が課題となっています。

⑤農業関連購買事業

(ア) 生産資材事業

輸入原料の高騰と、外国為替円安により肥料価格の高騰が続く中、コスト低減対策として「肥料の直送対策」「農業者応援事業」による土づくり資材への助成等を実施し、支援に取り組みました。

また、担い手生産者への訪問提案活動の展開による情報発信と、ニーズに合ったきめ細やかな商品提案に重点的に取り組み、肥料の供給高は、前年比104.6%の5億8,533万円、農薬では、前年比107.4%の3億7,333万円となり事業拡大につなげました。

生産資材全体の供給高では、前年比102.3%の13億3,609万円となりました。

物流部門においては、新資材倉庫を活用した体制整備に着手し、配送業務の一元化によって収支改善に取り組みました。

(イ) 農業機械事業

利用者とのパートナーシップを深めるため、出向く体制強化に取り組むとともに、農業者応援事業等の利用を通じた低コスト農業の推進や、実演機を活用した先進技術の情報発信を行い、多様化する組合員・農業者のニーズを捉えた農業機械の提案に取り組みました。

また、価格が高額となる主要農業機械を安全・長期に使用いただくため、事前点検や格納整備推進に注力するとともに、各種安全講習会を実施し、農作業事故防止の周知活動に取り組みました。しかし、物価高や高温障害による農家所得減少の影響により本機供給が低迷し、供給高は計画比 86.4%、修理加工料は各種格納整備台数確保に積極的に取り組みましたが、計画比 95.8%となりました。

⑥生活関連事業

(ア) 生活事業

生活資材では、「生活商品声掛け運動」として、組合員訪問活動や女性部組織活動において、安全・安心な JA ブランド食品として、ACOOP 銘茶・正月食品を中心とした商品提案に取り組みました。

また、各支店とのイベント連携として、補聴器・眼鏡・ミシンの展示会や ACOOP 銘茶の試飲会を開催し、商品 PR に取り組みましたが、天候不順による商品への影響や価格高騰もあり、供給高は計画比 93.3%となりました。

(イ) 生活指導事業

コロナの行動制限も緩和され、参加型の各種活動も再開となりましたが、活動自粛イメージの定着や、活動場所集約などを要因に参加人数は伸びず、開催方法・募集方法に課題を残す結果となりました。

合併 5 周年を迎えた女性部組織活動では、「食の大切さを考える」取り組みとして「合併 5 周年記念映画上映会」を開催し、女性部員家族や親子世代を含め、多くの参加をいただきました。

また、新潟県女性組織協議会（女性協）の創立 70 周年記念事業旅行に部員 26 名が参加し、県内女性組織の仲間づくりと親睦を深めました。

(ウ) 燃料事業

石油事業のスタンドでは、コロナの行動制限解除による人流回復と給油割引券の発行や洗車キャンペーンなどのイベント実施により、給油・洗車とも多くの利用をいただきました。

配送では、営農用免税軽油による農業者の低コスト支援の実施と安定的な灯油配送

に取り組みました。

ガス事業では、人口減少等による供給戸数の減少が続く中、ガス器具販売や設備点検等により利用者が安全・安心に利用いただけるよう取り組み、ガス利用件数は、3,866 件となりました。

燃料全体では、暖冬小雪の影響が大きく、供給高は、石油事業で計画比 98.7%、ガス事業で計画比 98.3%となりました。

(エ) 車両事業

販売・整備が連携した営業展開に取り組み、組合員・利用者のニーズに沿った展示会の開催やネットオークションを活用した情報提供を行い、販売台数の拡大に取り組みました。

コロナ禍以降においても、中古車価格の高騰や新車の納期遅延、自動車メーカーにおける認証不正取得問題の影響もあり、販売台数は、計画比で新車 88.1%、中古車 101.9%、供給高は計画比 98.0%となりました。

また、整備・修理では、安全・安心・迅速なサービスの提供に向け、各種講習会への参加による整備技術・知識の向上に取り組むとともに、事故・故障車対応など、共済課やサポートセンターと連携し、迅速・丁寧な対応による利用者満足度の向上に取り組み、整備台数は、計画比で車検 95.2%・定期点検 58.9%、整備供給高は計画比 92.6%となりました。

(オ) 葬祭事業

コロナ禍以降、葬儀形態も多様化し、小規模葬が多くを占める中、組合員・利用者の多様なニーズに適宜対応し、ご遺族様の思いに寄り添ったお手伝いを心掛け、顧客満足度向上と葬儀取扱シェアの拡大に取り組みました。

また、人形供養祭・各種セミナーを開催し、利用者ニーズの把握と JA 葯祭の知名度向上に取り組みましたが、管内の死亡件数が少なかったこともあり、葬儀取扱件数は、両ホールで 280 件、計画比 88.6%、供給高は計画比 96.0%、取扱シェアは 33.0%、ファミリー会員数は 6,083 名となりました。

⑦信用事業

組合員・地域住民に寄り添い、農業と生活における利用者ニーズに最適な金融商品と付加価値の高いサービスの提供を通じ地域に信頼され必要とされる金融機関を目指し、将来にわたる持続可能な総合サービスの提供を目的とした支店再編を行い、総合支店 3 店舗・コミュニティ支店 2 店舗の旧町単位に集約しました。

経営管理態勢の取り組みでは、不祥事未然防止や事務ミス防止に向け、コンプライアンス研修をはじめ、各種説明会を開催して取り組みました。

貯金では、コロナの行動規制緩和に伴う、ひとの動きの活発化による貯金払出の増加や、昨夏の猛暑や渇水・フェーン現象により作況指数 96 の「やや不良」となったこ

とから、年間平均残高は1,239億円と計画比98.4%、前年比99.1%となりました。一方、多様化する利用者ニーズへの対応として、令和5年10月より各支店での投資信託窓口販売の取り扱いを開始し、令和6年1月より新NISA制度の窓口販売に注力し、153件の販売実績となりました。また、非対面取引の主要ツールとしてネットバンク等の普及拡大にも取り組みました。

貸出では、農業と生活における利用者ニーズを捉え、農業融資においてはTAC（営農専門担当）と連携するとともに、住宅融資では管内提携業者とも連携した「出向く提案型融資」の実践により、農業関連資金6億214万円、住宅関連資金9億4,440万円の新規貸出を行い、貸出金の年間平均残高は328億円と計画比98.2%となり、農業・生活の両面でメインバンク機能強化に取り組みました。

⑧共済事業

JJA共済の事業理念である「相互扶助」を活動の原点とし、組合員・利用者の多様化するニーズに応える「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」による「安心」と「満足」を提供し、地域保障の拡充を目指し取り組みました。

訪問活動では、組合員・利用者への訪問活動や電話対応によるコミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズに合った保障を提供するとともに、共済金をもれなく請求いただくための3Q活動を展開しました。

普及活動では、医療・介護をはじめ特定重度疾病共済など生存系共済の複数提案による保障拡充と、生命と財産を守る建物更生共済の普及を図るとともに、短期共済では、自動車共済の新規契約と既契約の保障を充実する「グレードアップ提案」に取り組み、新規契約は779台、グレードアップは866台の実績となりました。また、次世代との接点拡充に取り組み、新規契約先となるニューパートナー先314件の獲得となりました。

事故処理対応では、専門部署である共済連長岡自動車損害調査サービスセンターと連携した迅速・丁寧な対応により、組合員・利用者満足度の向上に取り組みました。

共済金支払いでは、生命・建物・自動車事故等の総額で20億8,200万円、満期共済金で26億3,290万円、年金共済で15億400万円となり、生活保障や災害復旧にお役立ていただきました。

⑨高齢者福祉事業

(ア) デイサービスセンター

新型コロナウイルス5類移行後も各種感染対策を継続し、安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、季節毎のイベントの開催やボランティアの受入れ、地元食材を使用した給食の提供により、利用者に喜ばれる施設運営に取り組みました。

また、施設の老朽化、職員確保等諸課題に対処するため、「なの里あいあい」「ほなみの里」の施設集約の方向性を決定しました。

(イ) 居宅介護支援事業所

利用者的心身の特性や意向を尊重し、自立した日常生活を営むことができるよう、医療機関や介護サービス事業者等との連携により、総合的、効果的なケアプランの提供に取り組みました。

また、令和6年度の介護報酬改定にともない、他のサービス事業者と情報交換を行うとともに、職員の資質向上のため、内部での事例検討会の開催や外部研修会に積極的に参加しました。

⑩経営管理

事業実績管理では、月次において計画・前年対比による進捗状況の確認や仮決算時の決算見込ヒアリングに基づく行動補正により、着実な事業運営に取り組みました。また、ディスクロージャー誌（半期開示を含む）など、農協法施行規則に準じた財務内容の開示を行いました。

本店・六日町中央支店の竣工を機会に、本店等構内を会場に「秋の感謝祭」を開催し、地域利用者・女性組織など、多様な「人」の関わりによる「地域づくり」に取り組みました。

女性の更なる運営参画では、役員改選により新たに1名の女性理事が誕生し、女性役員は4名、女性役員比率は14.8%となりました。また、女性総代等を対象とした学習会を部門間で協力して開催するとともに、JA中央会が主催する選抜型研修への職員3名の派遣と職員資格認証資格の取得を推進し、次代を担う「人づくり」の実践に取り組みました。

⑪企画

六日町地区の支店再編や本店構内の施設整備（本店・六日町中央支店、アグリセンタ一六日町、車両センター）の工程管理と遊休施設の流動化（石打支店・上田支店・大崎支店・Aコープ大巻）を着実に実践し、持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組みました。

中期経営計画策定にあたっての組合員アンケート・生産組織へのヒアリング、准組合員モニター制度や女性総代等の学習会など、対話と組織基盤の強化に取り組みました。また、各種媒体を通じ「農」「食」「人」の魅力ある情報発信と職員によるスマホ教室（LINE基礎編）の開催を通じ、新たな接点拡充・関係性強化・情報提供に取り組みました。

⑫リスク管理

職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、外部講師を招いて全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催した他、四半期毎に毎回テーマを設定した事業所別研修会、新入職員コンプライアンス研修会等を実施するとともに、共済契約の不祥事への

対応として、第1線部署との対応策の協議、関係機関への報告等を行いました。

与信審査、資産査定管理体制については、留意事項を融資担当者会議で周知するとともに、新たに導入された貸出システムの確実な運用により、体制強化に取り組みました。

また、債権管理については、担当部署と連携して適正な債権管理を行い、貸倒引当金の圧縮に取り組みました。

⑬内部監査

持続可能な経営基盤の確立と事業経営目標の達成に向け、内部統制システム基本方針に則り、56事業所、32拠点において内部統制運用状況の評価及び法令・監督指針・要項等の遵守状況を検証しました。また、今期は共済契約の不祥事の発生に伴う悉皆調査を行うとともに、その改善状況の検証を継続しました。

内部監査では、リスク評価をもとに重点項目を抽出し、効果的な検証を行うとともに、発見された不備事項については、発生原因や業務プロセスに視点を置き、根本的な原因究明と効果的な改善策の指導に努め、再発防止に取り組みました。併せて、過年度における検査指摘事項の改善状況を検証するとともに、事務統括部署の指導体制について検証を行い、自己改善機能の強化を図りました。

人材育成の面では、全国農業協同組合中央会が令和3年度に新設した「JA上級内部監査士」に、新たに3名の職員が認定されました。

財務・事業成績

(単位：千円)

区分	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財務	事業利益	217,460	334,549	22,325
	経常利益	327,958	465,639	42,070
	当期剰余金	▲13,598	338,475	18,878
	総資産	142,356,806	139,915,560	138,588,906
	純資産	12,632,883	11,914,144	11,854,629
信用事業	貯金	126,336,336	125,144,300	124,250,224
	預金	86,339,437	83,081,987	80,974,980
	貸出金	33,273,669	33,106,532	32,076,808
	有価証券	9,441,556	9,811,463	11,349,563
	国債	2,015,146	3,259,786	3,224,403
	その他	7,426,410	6,551,677	8,125,160
共済事業	長期共済保有高	405,084,082	386,081,067	368,972,495
	短期共済新契約掛金	819,959	810,592	800,026
購買事業	購買品供給・取扱高	4,694,129	4,483,453	4,529,310
販売事業	委託販売品取扱高	6,817,666	6,669,673	6,991,353
	買取販売品取扱高	163,552	191,729	225,058

(注) 1. 共済事業「長期共済保有高」欄は、年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んで表示しています。

2. 「短期共済新契約掛金」欄は、掛金総額を表示しています。

6. 農業振興活動

農業振興活動においては、『南魚沼産コシヒカリ』、『八色（やいろ）西瓜』、『八色しいたけ』、『八色花卉』を柱に、高品質で美味しく安全・安心な農畜産物の生産拡大により複合営農の充実と担い手の育成支援を進めています。

次世代対策としては、若手農業者組織である青年部活動を通しての仲間づくりを支援しております。

また、中干し指導会や穗肥指導会・刈取り指導会などを各作業前に行い、1等米比率の向上へ向けて取り組んでおります。

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への資金供給面からの取り組みとして、有利な独自商品の取り扱いを行い、経営の将来性を見据えた融資手法を始め担い手に適した金融サービスを提供しております。

（1）地域への農業資金供給の状況

◎農業資金種類別残高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	残高	件数	残高
プロパー資金	704	2,179,947	700	2,143,833
農業制度資金	30	193,134	25	218,454
農業近代化資金	12	79,076	10	67,879
その他制度資金	18	114,058	15	150,575
合計	734	2,373,081	725	2,362,287

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

（2）担い手への支援

担い手経営体等と積極的に意見・情報交換を行い、消費者ニーズに対応した農産物の生産提案を進めると共に安全・安心な農作物づくりに努めています。また、農地の有効利用に向けた支援、農地集積・集約に向けた支援、条件不立地等の整備・再編支援等に取り組んでおります。

（3）地産地消の取り組み

女性部活動では長年にわたり南魚沼産のコシヒカリと大豆を使った味噌造りを行っており、令和5年度は7トンの味噌を仕込みました。

また、直売所「あぐりぱーく八色」「四季味わい館」のイベント時には、米消費拡大とごはん食促進活動として、みそ玉&シャカシャカおにぎりキットを配布しました。

また、料理サークル活動・郷土食を考える会監修のレシピ集「ちやちやの味」の普及などを通して、郷土料理や地産地消への意識向上にも取り組んでいます。

(4) 食育の取り組み

昨年に引き続き管内小学生を対象に、「あつまれ！みんなのおにぎり」と題し、創作おにぎりの写真を募集しました。

また、管内保育園等を対象に「はじめてのおにぎりプロジェクト～シャカシャカおにぎり」を行い、管内20の園が参加し、内4園ではバケツ稻栽培体験と行政との連携による出前授業を実施しました。

農業体験活動ではじゃがいもの袋栽培、地元企業の工場見学、収穫したじゃがいもでポテトチップス作り等を行いました。

また、女性部フレミズ部会ではキッズ料理教室、おから味噌造り、季節の野菜料理等、親子で楽しむ料理教室を開催しました。

7. 地域貢献情報

当JAは、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町を事業区域とする、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助の理念のもとに運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAは、総合事業を通じて各種金融機能サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じて社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達の状況

毎年各種貯金キャンペーンを行い、資金量の増加に努めてまいりました。

令和5年度は通帳式定期貯金「貯（ちょ）いトクキャンペーン」や、組合員向け定期積金「すまいる」等のキャンペーンにより、年度末の貯金残高は1,242億円でした。

平成17年4月のペイオフ解禁後も、JA貯金の「安全・安心」が組合員の皆さまをはじめ、地域住民の方々に浸透した結果と受け止め、これからもJAの信頼性の向上に努めてまいります。

(2) 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ地域の利用者の皆さまへ、マイホーム・マイカー・教育資金・農業資金など資金使途ライフステージに合わせたニーズにお応えし、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考えております。

今年度末の貸出金残高は約320億円でした。

◎貸出先別残高

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
組合員	28,849,982	27,801,787
地方公共団体	576,690	538,381
その他	3,679,860	3,736,640
合計	33,106,532	32,076,808
うちローン残高	20,665,336	19,809,181
割引手形	—	—
合計	33,106,532	32,076,808

(注) 組合員については、みなし組合員が含まれております。

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 社会貢献活動

金融窓口を通じて緑の募金など各種募金の受付を行っています。また、当JAより公益団体への寄付を行い、献血活動にも毎年多くの職員が協力しています。

② 高齢化社会に対応した支援

デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を設置し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことを目指し、行政と連携した研修開催や各種研修会への参加などサービスレベルの向上と健康維持改善を図る活動に取り組んでいます。

また、助け合い組織によるボランティア活動、各種健康教室の開催や健診・ドックの受診率向上などを通じて地域支援事業に積極的に関与しています。

③ 地域の活性化に関する取り組み

地域の様々な行事、イベント等に協賛し、南魚沼市の観光行事を盛り上げ、管内の特産品のPRを行う等、地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

(4) 情報提供・発信活動の取り組み

毎月発行の広報誌「輝けみなみ」をはじめ、ホームページや地元FM放送局であるFMゆきぐにの番組等により、各種情報の提供・発信に努めています。

URL <https://www.ja-m-uonuma.or.jp> E-mail:info@ja-m-uonuma.or.jp

8. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を行い、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、JAが直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「総合リスク管理方針」並びに「総合リスク管理規程」を定め、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAは、個別の重要案件及び大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、基幹センターに審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っており、貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を策定・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値や、資産・負債から生み出される収益が変動することにより損失を被る危険性のことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどがあります。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し、損失を被る危険性のことをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少する危険性のことです。

当JAでは金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・

負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が定期的にリスク量を測定し、適切な運用がなされているかをチェックして経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険性（資金繰りリスク）及び、市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険性（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握・検討したうえで、運用方針などの策定を行っています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は、外生的な事象による損失を被る危険性のことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被る危険性のことをオペレーション・リスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備することで、リスク発生後の対応及び改善を迅速且つ正確に行えるように努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うための事務マニュアルを整備するとともに、自主検

査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被る危険性、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害、障害発生時には、各連合会と連携を密にして対応することとしています。

(2) 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

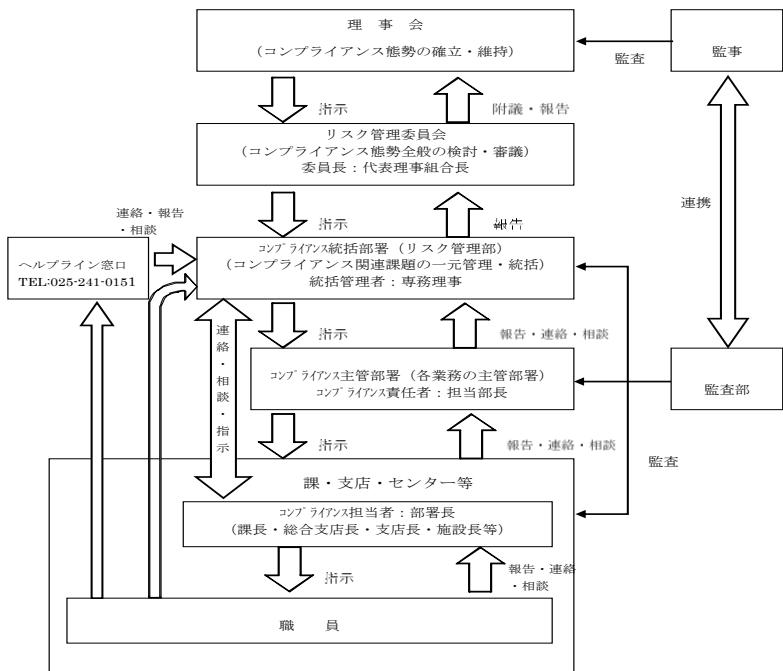
[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の専門窓口を設置しています。



（3）金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容を公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

※「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです

《当JAの苦情等受付窓口》

・本店金融共済部 (電話：025-772-3460)

・基幹センターリスク管理部 (電話：025-782-1170)

【月～金 午前9時～午後5時】※金融機関の休業日を除く

② 紛争解決措置の内容

○信用事業

苦情などのお申し出については当JAが対応いたしますが、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JAリスク管理部または一般社団法人JAバンク相談所・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
 - 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。
- ※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記一般社団法人 JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

○共済事業

ご利用の皆さまからの相談・苦情等につきましては当JAが対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、紛争解決措置として次の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。ご利用に際しては、①の当組合窓口またはJA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）電話：0120-536-093にお申し出ください。

- ・ (一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- ・ (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
- ・ (公財) 日弁連交通事故相談センター（電話：本部 0120-078-325）
<https://n-tacc.or.jp/>
- ・ (公財) 交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）
<https://www.jcstad.or.jp/>
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR（電話：03-3580-9841）
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

（4）ALM管理体制等のリスク管理体制

① ALM体制

財務の健全性維持と安定的な収益確保のため、リスク管理を徹底し、ALM（※）の充実・強化に努めています。ALM委員会を定期的に開催し、資産、負債の動向把握や経済動向・金利予測分析を行うとともに、諸リスクを統合管理し、金融情勢の変化に機敏に対応できるよう努めています。

※ALMとは資産・負債の管理手法のこと、短期・中期の経済、金融環境の予測を前提としたうえで、資産と負債の両面を総合的に管理して、適正な流動性、収益の極大化、諸リスクの極小化を図ろうとするものです。

② 審査体制

貸出の安定性、収益性、成長性、公共性、健全性を基準とした「貸出審査体制」づくりに努めています。具体的には支店での融資受付段階において、財務諸表分析及び経営状況分析など、お取引ごとの対応方針に基づいて1次審査を行い、その後、審査部門に

において、審査基準に従い2次審査を行うことで、貸出取引の健全性確保に努めています。さらに担当者を内外の各種研修会に派遣し、審査能力向上に努めています。

③ 内部監査体制

被監査部門から独立した監査部が独立的な視点により、各拠点の業務遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、業務の正確性・合理性・効率性と財務の健全性について監査を行っています。

また、監査は各拠点のリスク評価を行いリスクの高い拠点を中心に理事会で決定された内部監査計画に基づき、法令遵守、業務プロセスに重点を置き実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、必要に応じて被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。なお、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項が発見された場合は直ちに代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

（5）内部統制システム基本方針

当JAは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

① 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a) 組合の基本理念および組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
- b) 重大な法令違反、その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- c) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- d) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- e) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- f) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。

② 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- b) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- b) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
- b) 中期経営計画および同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。

⑤ 監事監査の実効性を確保するための体制

- a) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- b) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- c) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

⑥ 財務情報その他組合情報を適切に開示するための体制

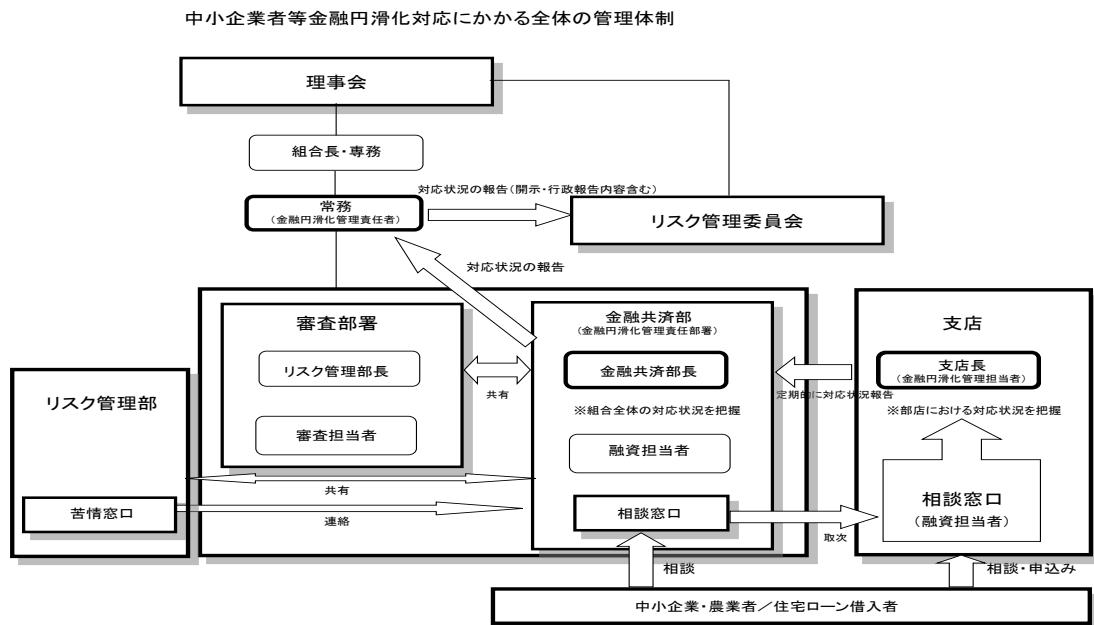
- a) 会計基準その他法令を遵守し、適切な会計処理を行います。
- b) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- c) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

(6) 金融円滑化にかかる基本の方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

- ① 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- ② 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上述取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③ 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- ④ 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- ⑤ 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥ 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な以下の体制を整備いたしております。
- 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

⑦ 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



(7) 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さんに対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆さんに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さんに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

(8) 個人情報の取扱方針

当組合は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、ご提供いただきました情報につきましては、個人情報保護の観点から以下のとおり個人情報保護方針を制定のうえ、厳格な管理に取り組むとともに、研修などを通じて役職員へ徹底しております。

① 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

② 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により、例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

③ 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④ 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

⑤ 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑥ 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

⑦ 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

⑧ 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

⑨ 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

⑩ 繙続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

（9）マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で挑むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理体制確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当組合は、反社会的勢力に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

9. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めており、令和6年2月末における自己資本比率は、23.85%となりました。

自己資本比率とは、金融機関の安全性・健全性を示す指標のひとつです。

当JAの自己資本比率については、国内基準4%および国際統一基準8%を大きく上回っており、安心してご利用いただける健全な財務内容となっております。

【自己資本比率の算出方法について】

平成26年8月末より、新たに適用された基準（バーゼルⅢ）に基づいて、自己資本比率の算出を行っています。

出資金や法定準備金、諸積立金等の総額（基礎項目）から無形固定資産や繰延税金資産等の総額（調整項目）を除いた額（自己資本の額）を分子、それぞれの信用リスク（資産の価値が毀損する危険性）の割合に応じて設定された掛け目（リスク・ウェイト）を乗じた資産の額にオペレーショナル・リスク相当額（組合の運営上、偶発的に発生するおそれがある費用負担）を8%で除した額を加えた総額を分母とします。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額 (コア資本にかかる基礎項目の額 - コア資本にかかる調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8\% で除して得た額}}$$

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◎ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	みなみ魚沼農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,991百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及び、これらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、合併初年度（令和元年）から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

【信用事業】

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業はJA・県信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

○貯金業務

組合員の方はもちろん、地域にお住まいの皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・地元企業等農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等からの借入申込のお取り次ぎも行っております。

○為替業務

全国のJA・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどの金融機関へも、送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできます。

○その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や、事業主の皆さまのための給与振込サービスなど取り扱っております。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）および投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

◎貯金商品一覧

貯金の種類		特 色	期 日	お預入れ額
総合口座	普通貯金	一冊の通帳に、普通貯金、定期貯金がセットでき、必要時にお預かりの定期貯金により、自動借入もできる便利な口座です。 ①貯める②増やす③支払う（公共料金・クレジット等）④受け取る（給与・年金・配当金等）⑤借りるの5つの機能を持った優れもので、あなたのお財布代わりとしてお勧めします。	「定期貯金」欄に同じ	出し入れ自由 1円以上
	定期貯金			
	大口定期貯金			
	スーパー定期			
	期日指定定期貯金			
	変動金利定期貯金			
定期貯金	大口定期貯金	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。お預入れ時の利率が満期まで変わらない確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1千万円以上
	スーパー定期		1ヶ月以上10年以内	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利のお得な定期貯金です。 据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しへれます。また、元金の一部お引き出しもできます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 3百万円未満
	変動金利定期貯金	金利実勢にそって6ヶ月毎にお預かり利率が変動する、半年複利の満期一括受け取りの定期貯金です。	1年、2年、3年	1円以上
	据置定期貯金	据置期間経過後はいつでもお引き出しへれるとともに、元金の一部お引き出しもできます。また、お預入れ期間に応じた有利な金利が適用されます。	最長5年 (据置期間6ヶ月)	1円以上 1千万円未満
	退職者向け定期貯金	退職された方に限定した特別金利定期貯金で、退職金の運用についてじっくり考えながら、ご資金を安全かつ確実に増やしたいお客様におすすめの商品です。	1年 自動継続式	1百万円以上
定期積金		毎月の掛け込みで、着実に貯えられる貯金です。月々一定額を掛け込む定額式、目標額に合わせて掛け込み額を決める目標式のほか、毎年の掛け込み額を変えられる通増通減式、満期給付金を毎年受け取れる満期分散式があります。	6ヶ月以上 10年以内	1回あたり 1千円以上
譲渡性貯金		大口余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	7日以上 5年未満	1千万円以上
当座貯金		お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意します。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金		一人に一冊、家計簿代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金		お預入れ残高に応じて、より有効な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上
財形貯金	一般財形貯金	給料から天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1回あたり 1円以上
	財形年金貯金	給料から天引きで、ご自身の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。また、550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間5年以上 据置期間 6ヶ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1回あたり 1円以上
	財形住宅貯金	給料から天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。また、550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上

※当座貯金は無利息、当座貯金以外の貯金は、お預入れの時期により利率は異なります。

◎ 貸出商品一覧

	ご利用 いただけれる方	お使いみち	ご融資資金	ご融資期間	ご返済方法	保証・担保
住宅ローン	満18才以上でその他の一定の要件を満たしている方	住宅の新築、増改築、土地または住宅等の購入資金	所要額以内 10万円以上 1億円以内	3年以上 50年以内	元利均等返済 元金均等返済	組合員の皆様は原則として新潟県農業信用基金協会の保証およびご融資対象の土地・建物の担保が必要です。
農機具ローン	満18才以上でその他の一定の要件を満たしている方	農機具等購入資金	所要額以内 ただし通算 1千8百万円以内	1年以上 10年以内	元利均等返済 元金均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
マイカーローン	満18才以上でその他の一定の要件を満たしている方	自動車購入資金、車検費用等	所要額以内 10万円以上 1千万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
教育ローン	満18才以上でその他の一定の要件を満たしている方	ご子弟の入学金、授業料およびアパート家賃等	所要額以内 10万円以上 1千万円以内	据置期間を含め最長15年	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
多目的ローン	満18才以上でその他の一定の要件を満たしている方	生活資金 (他借入金整理・事業用等は除く)	所要額以内 10万円以上 5百万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
カードローン	満20才以上でその他の一定の要件を満たしている方	生活資金	契約限度額 300万円以内 (10万円単位)	契約期間1年 (1年毎に契約更新) ※以後も同様としますが満65歳もしくは満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。	毎月返済方式	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱の保証をご利用いただきます。
アグリマ イティー 資金	当JA組合員・農業者の方	農業生産資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金、再生可能エネルギー設備資金	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 (うち据置期間3年以内)	元利均等返済 元金均等返済 期日一括返済	新潟県農業信用基金協会の保証または連帯保証人のほか、必要によりご融資対象の土地・建物またはその他の物件を担保に提供して頂きます。
制度融資	農業近代化資金等各種制度融資をお取り扱いしています。					
受託貸付 業務	新潟県の農業改良資金、住宅資金にご利用いただくための住宅金融支援機構、教育資金をご利用いただくための株式会社日本政策金融公庫等、各種資金のお取扱をいたしております。					

上記の他、様々な商品を取り揃えています。

詳しくは、本・支店窓口または営業担当へお気軽にご相談ください。

(注) 1. 住宅ローンについては、「変動金利型」・「固定変動金利選択型」・「固定金利型」をご利用いただけます。

<変動金利型の金利変動のルール>

毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）の基準金利をもとに、それぞれ基準日の属する年の6月および12月の約定償還期日の翌日から新利率を適用します。

<固定変動金利選択型>

お借り入れ当初3年、5年または10年の間「固定金利」で融資する商品です。固定金利期間が終了した時点で、引き続き固定金利を選択するか、または変動金利に切り替えるかをお選びいただけます。変動金利を選択された場合でも、いつでも固定金利に切り替えることができます。ただし、残りの借入期間が3年未満となった場合固定金利の選択はできず、自動的に変動金利に移行します。

<固定金利型>

お借入れ時の利率を、完済時まで適用します。

- 2. 多目的、マイカー、教育ローン等における変動金利については、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
- 3. 新潟県農業信用基金協会保証予定の住宅ローンおよび借入申込額が5百万円超のローンにおいては、保証の事前承認が必要となります。
- 4. ご利用に際しては、ご返済計画に無理がないよう十分ご検討ください。
なお、詳しくは本・支店窓口または営業担当へお気軽にご相談ください。

◎ 信用業務取扱手数料

項目	取扱手数料項目 細目	単位	手数料	備考
1.貯金業務	(1)各種証明書 ①残高証明書(端末機による都度発行・継続発行) ②〃(手書き) ③〃(監査法人向け・制定外書式手書発行)	1 通 1 通 1 通	440円 550円 2,200円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(2)再発行手数料 ①貯金通帳 ②貯金証書 ③ICキャッシュカード(切替含む)	1 冊 1 通 1 枚	880円 880円 1,100円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(3)手形等用紙発行代 ①小切手帳 ②約束手形 ③自己宛小切手 ④署名鑑登録・変更手数料	1 冊 1 冊 1 通 1 通 1 回	880円 880円 55円 550円 5,500円	・交付の都度 ・交付の都度 ・交付の都度 ・交付の都度 ・都度
	(4)口座振替手数料 ①文書依頼(振替依頼件数) ②FD依頼(振替依頼件数)	1 件 1 件	110円 55円	・決済の都度 ・決済の都度
	(5)貯蓄貯金振替サービス取扱手数料	1 回	55円	・振替の都度
	(6)現金整理手数料(未計算の硬貨1,000枚以上の持ち込み)	1 回	660円	・受付の都度
	(7)ケーポ券取扱事務手数料 ①農協観光 ②その他	1 枚 1 枚	55円 88円	・決済の都度 ・決済の都度
	(8)キャッシュカード発行手数料 ①ICキャッシュカード ②法人キャッシュカード	1 枚 1 枚	0円 880円	・受付の都度 ・受付の都度
	(9)未利用口座手数料 ※以下のすべてに該当する口座に対して徴収する ・令和3年10月1日以降に開設されたすべての普通貯金口座(総合口座を含む) および貯蓄貯金口座 ・預入れや引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除く)、 記帳等の利用が2年以上ない口座 ・毎年の基準日時点で残高が10,000円未満の口座 ・当組合で借入れがない	1 通	1,320円	・組合指定の日 (年額)
2.貸出業務	(1)貸出金証明書 ①貸出金残高証明書 ②融資証明書(融資予定証明書を含む) ③住宅取得資金年末残高証明書 ④貸付金残高・利息に関する証明書	1 通 1 通 1 通 1 通	440円 550円 0円 550円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(2)再発行手数料 ①ローンカード ②貸付金償還予定表	1 枚 1 通	880円 550円	・受付の都度 ・受付の都度
	(3)住宅ローン関係(賃貸住宅ローンを含む) ①借入申込書類代 ②全額繰上償還(返済元金500万円以上) ※保証会社へ支払う手数料は各保証会社の定めによる ③金利引下げ・融資期間変更・返済日の変更・その他返済方法の変更 (一部繰上返済に伴う場合は除く) ④固定型金利選択型ローン(金利再選択・固定金利選択)	1 式 1 件	0円 22,000円	・受付の都度 ・受付の都度
	(4)融資取扱手数料 ①住宅ローン・住宅資金・賃貸住宅ローン・賃貸住宅資金金融資取扱(リフォーム除く) ※保証会社へ支払う手数料は各保証会社の定めによる	1 件	3,300円	・受付の都度
	②共済・保険契約質権設定	1 件	5,500円	・受付の都度
	(5)電子契約手数料 契約金額1,000万円超 500万円超~1,000万円以下	1 契約 1 契約	11,000円 5,500円	・契約の都度 ・契約の都度
	(6)その他貸付関係 ①全額繰上償還 KHL(戻し保証料の範囲以内) ②一部繰上償還 KHL(戻し保証料の範囲以内) ③条件変更 返済条件を変更する場合(一部繰上返済に伴う場合は除く)	1 件 1 件 1 件	3,300円 3,300円 3,300円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(7)その他 信用調査及び担保の調査、保管	1 件	実費	・実行の都度
3.その他	(1)国債窓販保護預かり手数料 (2)両替手数料 (3)封緘・披封保護預り (4)自動化機器利用手数料 (5)JAネットバンク利用手数料 (6)JA法人ネットバンク利用手数料(基本サービス)(照会・都度振込等) ※上記基本サービスに伝送サービスをあわせ利用の場合(総合振込・給与振込等)	1 契約 両替の都度 1 契約 取引の都度 1 契約 1 契約 1 契約 1 契約	0円 次ページ 3,300円 次ページ 0円 1,100円 3,300円	・年間分前取 ・月額 - ・月額 ・月額 ・月額
	(7)各種調査報告書 ①残高証明に係る手数料 ②取引明細書作成に係る手数料 ③県(県税事務所・地域振興局)依頼の調査 ④株式払込受入事務手数料	1 件 別途定めによる 別途定めによる 別途定めによる	220円	・受付の都度 ・受付の都度 ・交付の都度 ・交付の都度

- (注) ①再発行手数料は、紛失・破損等貯金者の管理に帰する場合に徴収する。
 ②口座振替手数料については最低1件55円の実費徴収を基本として、収納企業との契約において別に定める。(料金には、振替不能分も含む)
 ③本表の金額には消費税および地方消費税の10%を含む。
 ④払戻時の金種指定も両替手数料基準を準用する。
 ⑤各種調査報告書は、依頼書に基づき発行する。

◎内国為替手数料

		同一店 内	当組合 本支店あて	系統金融 機関あて	他金融機関あて	
送 金 手 数 料				440 円/件	普通扱(送金小切手) 660 円/件	
振 込 手 数 料	窓口利用				文書扱	電信扱
	5 万円未満	110 円/件	110 円/件	220 円/件	600 円/件	600 円/件
	5 万円以上	110 円/件	110 円/件	440 円/件	770 円/件	770 円/件
	機械利用(定額自動送金・登録総合振込)					
	5 万円未満	110 円/件	110 円/件	110 円/件		380 円/件
	5 万円以上	110 円/件	110 円/件	330 円/件		550 円/件
	自動化機器利用(ATM)・JA バンク・JF マリンバンクキャッシュカード利用					
	5 万円未満	110 円/件	110 円/件	110 円/件		270 円/件
	5 万円以上	110 円/件	110 円/件	330 円/件		440 円/件
	自動化機器利用(ATM)・その他提携金融機関キャッシュカード利用					
代 金 取 立 手 数 料	5 万円未満	110 円/件	110 円/件	110 円/件		270 円/件
	5 万円以上	110 円/件	110 円/件	330 円/件		440 円/件
インターネッパンキング利用						
料	1 万円未満	無 料	110 円/件	110 円/件		210 円/件
	5 万円未満	無 料	110 円/件	110 円/件		270 円/件
	5 万円以上	無 料	110 円/件	330 円/件		440 円/件
法人インターネットバンキング利用						
代 金 取 立 手 数 料	5 万円未満	無 料	無 料	110 円/件		270 円/件
	5 万円以上	無 料	無 料	110 円/件		440 円/件
代 金 取 立 手 数 料		①交換所で取立を行うもの 440円/通 ②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円/通				
その他の諸手数料		送金・振込の組戻料 880 円/件 取扱手形組戻料 1,100 円/通 不渡手形返却料 1,100 円/通		ただし、所定手数料を超える取 立経費を要する場合は、実費を いただきます		
		地方税の収納機関への振込 納付書 1 枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数料とします。ただし、全 期分もしくは複数期分を一括納付する場合は 1 件分の手数料を適用します。なお、新 潟県内分は無料です。				

※本表の金額には、消費税等(10%)が含まれています。

◎ATM利用手数料<当JAのキャッシュコーナー>

ご利用時間帯		ご利用カード		引き出し・預け入れ			引き出しのみ可能		
		当JA 県内JA	県外JA	三菱UFJ 銀行	ゆうちょ 銀行	その他提携金 融機関			
平日	8:00~8:45	無 料	無 料	110円	220円				
	8:45~18:00			無 料	110円				
	18:00~20:00			110円	220円				
土曜	9:00~14:00	無 料	無 料	110円	220円	220円			
	14:00~17:00			—	—	—			
	17:00~19:00			—	—	—			
日曜 祝祭日	9:00~17:00	無 料	無 料	110円	220円				
	17:00~19:00		—	—	—	—			

※本表の金額には、いずれも消費税が含まれております。

(注) 1. 上記金額は、いずれもお取引1回当たりの金額です。

2. 平日の早朝時間帯と18時以降のご利用は、下記店舗のみに限ります。

【ご利用可能店舗】六日町支店、六日町中央支店、浦佐支店、塩沢支店、はりまやナッツ店、湯沢支店

3. 土曜日17時以降のご利用は、下記店舗のみに限ります。

【ご利用可能店舗】六日町支店、六日町中央支店、浦佐支店、塩沢支店、はりまやナッツ店、湯沢支店

4. 日曜祝祭日のご利用は、下記店舗のみに限ります。

【ご利用可能店舗】六日町支店、六日町中央支店、浦佐支店、塩沢支店、はりまやナッツ店、湯沢支店

5. 県内JA以外のキャッシュカードでは、土日祝祭日の17時以降はお取り引きができません。

6. 年末の稼働店舗、稼働時間については、各店舗にお問い合わせください。

◎ATM利用手数料<他行ATMでJAバンクのキャッシュカードをご利用の場合>

金融機関	お取引内容	ご利用手数料		
		平日※1 8:45~18:00	土曜日※1 9:00~14:00	平日・土曜日の その他時間帯 および日曜日・祝日※6
J A バンク	入出金	無料	無料	無料
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円	110円
セブン銀行	入出金	110円	220円	220円
イーネットATM※2※3	入出金	110円	220円	220円
ローソン銀行ATM※3	入出金	110円	220円	220円
J F マリンバンク	出金	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行	入出金	110円	220円	220円
その他 (MICS提携) ※4	出金	※5	※5	※5

●上記は、新潟県内JAバンクのキャッシュカードを利用して「出金」または「入金」された場合に、取引の都度かかる手数料です。なお、「残高照会」は、無料でご利用いただけます。

※1 稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間でもJAバンクのキャッシュカードでのお取引ができない場合があります。詳しくはお近くのJAバンクまたは、ご利用ATMの掲示などでご確認下さい。

※2 イーネットATMはファミリーマートなどのコンビニエンスストアに設置されています。

※3 コンビニエンスストア（ファミリーマート、ローソン）の一部店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合などがございます。詳しくはご利用のATMの掲示などをご確認下さい。

※4 その他 (MICS提携)・・・都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、第二地銀、信用組合、労働金庫

※5 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用のATMの掲示などでご確認下さい。

※6 祝日が土曜日と重なる場合は、日曜、祝日時間帯のご利用手数料となります。

◎両替手数料表

合 計 枚 数	手数料（消費税込）
1 枚～100枚	無料（1日1回まで）
101枚～300枚	220円
301枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	770円
1,001～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	500枚ごとに550円加算

1. 次の場合には、上記の表によらず手数料はいただきません。

（1）記念硬貨・汚損した現金の交換

2. その他のご注意

（1）両替枚数は「持込枚数」または「持帰り枚数」のいずれか多い方とします。

（2）両替枚数は紙幣・硬貨の別は問いません。

（3）貯金払戻時における金種ご指定の場合も上記の手数料を適用します。

【共済事業】

◎「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう務めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして自動車事故による賠償やケガ、修理に備える「くるま」の保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じてそれぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

主な保障ラインナップ

～万一の備え～ 死亡リスクに備えるための共済

○終身共済

一生涯にわたる万一の保障が確保できます。

・一生涯にわたって万一の保障が確保できます。

- ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。

○生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス。加入のしやすさも魅力です。

- ・生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。
- ・死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
- ・医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

○養老生命共済

貯蓄しながら万一に備え、資金形成ニーズにも応えることができます。

- ・貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。

○定期生命共済

お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。

- ・ライフプランにあわせて必要な期間が選べます。
- ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただけません。

～医療の備え～ 入院・手術のリスクに備えるための共済

○医療共済

日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。

- ・日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

- ・生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
- ・健康を維持した場合に健康祝金が受け取れます。

※健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

～がんの備え～ がんのリスクに備えるための共済

○がん共済

がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えることもできます。

- ・上皮内がんを含むさまざまな“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術などを幅広く保障します。
- ・がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。
- ・入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。
- ・ご意向に合わせて、保障内容を選べます。

～特定疾病の備え～ 三大疾病やその他の生活習慣病に備えるための共済

○特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール

三大疾病やその他生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。

- ・三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他生活習慣病」まで幅広く保障します。
- ・4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- ・継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

～就労不能の備え～ 身体の障害による収入の減少や支出の増加に備えるための共済

○生活障害共済 働くわたしのささエール

働けなくなるリスクに備えられる安心の保障です。

- ・公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
- ・身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガか問わず保障します。
- ・一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

～介護の備え～ 介護のリスクに備えるための共済

○介護共済

所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

- ・一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- ・公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- ・介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。

※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。

～認知症の備え～ 認知症のリスクに備えるための共済

○認知症共済

所定の認知症の状態となった時の資金準備ができます。一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。

- ・認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
- ・認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルサポートする各種サービスをご利用いただけます。
- ・簡単な告知でご加入いただけます。

～老後の備え～ 老後の生活資金に備えるための共済

○予定利率変動型年金共済 ライフロード

ご自身で準備する将来の年金保障です。

- ・毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。
※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
- ・個人年金保険料控除が受けられます。
※令和5年1月末現在の法令等に基づきます。なお、所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限ります。
- ・医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
- ・加入年齢・年金支払開始年齢・払込終了年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

～学資金の備え～ 教育資金を準備しつつ、万一にも備えるための共済

○こども共済

お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

- ・高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- ・ご契約者（親族）がもしものとき※1、その後の共済掛金はいただきません※2。
※1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。
※2 共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。
- ・学資金のお受け取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- ・お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。
※ご契約者様の年齢や健康状態に関わらずご契約いただけるプランもございます。

～家の保障～ 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障する共済

○建物共済 むてきプラス

- ・火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかりと保障します。

- ・掛け捨てではありません。保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。満期共済金は、一括で受け取ることも、分割して受け取ることもできます。
- ・ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときは、傷害共済金をお支払いします。
- ・火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。

～車の保障～ 自動車事故のさまざまなリスクに、

充実の保障とサービスでお応えする共済

○自動車共済 クルマスター

- ・自動車事故等による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
- ・JAの自賠責共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠責共済セット割引や、農業用利用の貨物車の場合に、共済掛金が割引になる農業用貨物車割引もあります。
- ・無事故継続により最大20等級まで無事故割引等級が適用され、共済掛金が最高63%割引になります。また、保険会社等からの乗りかえの場合も、等級が引き継がれます。
- ・24時間・365日、フリーダイヤルで自動車事故の受付やアドバイスを行うほか、事故時の応急対応やレッカー移動も24時間体制で実施しています。
- ・自動車事故によりお車の修理が必要となったご契約者さまに対し、JA共済では全国約1,600工場（令和5年6月末時点）が加盟する指定工場ネットワーク（愛称：JARIC）を有しております、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。

～農業者向けの保障～ 農業において発生するさまざまな賠償リスクを保障する共済

○農業者賠償責任共済 ファーマスト

- ・農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- ・農地面積と支払限度額に基づく、わかりやすい共済掛金設定です。
- ・自動継続のため、継続手続き不要です。

【販売事業】

産地の将来的方針を生産者（各生産組織）・JAで対話を軸に共有し、販売戦略等を構築・実践し有利販売（農家所得増大）に努めています。

特産品の南魚沼産コシヒカリ、八色西瓜、八色しいたけ等については全国の消費者に宅配サービスも行っています。

また、「地産地消」の取り組みとして、JAみなみ魚沼管内2か所の直売所を通じ、地元農畜産物の販売を行っています。

【購買事業】

組合員の営農に必要な生産資材の供給と生活に必要な生活資材の供給が主な事業です。組合員からの生産資材の予約注文はスケールメリットを生かし、低価格・安全良質な資材の供給に努め農業所得の増大に取り組んでいます。

また、燃料事業ではスタンド、ガスセンターを拠点とし、地域のライフラインの安定的なエネルギー供給と利用者サービスの提供に努めています。

【営農指導事業】

当JAでは、現地指導会や定期的な営農情報の発信による生産者への栽培技術指導以外に、専任TAC（Team for Agricultural Coordination）と連携した「出向く訪問活動」に力を入れて取り組んでいます。また、農政全般・需要に応じた米生産の取組・経営管理支援など、様々な面から地域農業発展の一助となるよう努めています。

【生活指導事業】

健全な食と農を次世代に引き継ぎ、安心して暮らせる地域づくりを目指して活動している「女性部」を中心とした組織活動支援や食農教育、組合員の健康管理活動（健康教室、ドックの受診促進）、郷土料理の普及活動などを通じて、豊かなくらしと地域の活性化を目指しています。

【高齢者福祉事業】

「ほなみの里」「なの里あいあい」2か所のデイサービスセンターを運営しており「幸せのお手伝い」を理念に掲げ、ご利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、そのご家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的として通所介護、通所介護相当サービスの提供を行っております。

また、居宅介護支援事業所では、介護支援専門員がご利用者やご家族の希望を聞きながら、住み慣れたご自宅でその方らしい暮らしができるよう居宅サービス計画を作成し、サービス事業者との連携・調整を行っております。

【農機・車両事業】

農業機械の修理・販売・使用前点検及び使用後の格納整備、自動車の販売・車検・定期点検・一般修理を通じて、お客様とのふれあいを大切に、安全・安心・信頼・満足を心がけています。組合員の営農や生活に貢献できる親切・丁寧なサービスの提供に努めています。

【葬祭事業】

多様化する葬儀形態の中、組合員・利用者様のご不幸に際し、経験豊富なスタッフが心を込めてお手伝いしています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

○「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでいます。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資

することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【I 決算の状況】

経営資料

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日)	令和5年度 (令和6年2月29日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	127,248,217	125,724,388
(1) 現金	975,258	1,036,115
(2) 預金	83,081,987	80,974,980
系統預金	83,081,420	80,973,039
系統外預金	567	1,941
(3) 有価証券	9,811,463	11,349,563
国債	3,259,786	3,224,403
地方債	1,751,257	3,203,940
政府保証債	175,170	173,270
社債	4,625,250	4,747,950
(4) 貸出金	33,106,532	32,076,808
(5) その他の信用事業資産	516,563	510,239
未収収益	505,786	500,743
その他の資産	10,777	9,496
(6) 貸倒引当金	▲243,588	▲223,318
2 共済事業資産	615	713
(1) その他の共済事業資産	615	713
3 経済事業資産	2,561,109	1,989,326
(1) 経済事業未収金	659,780	669,722
(2) 経済受託債権	1,506,385	905,962
(3) 棚卸資産	255,729	295,881
購買品	204,687	235,038
販売品	40,685	46,203
加工品	8,298	12,280
その他の棚卸資産	2,058	2,359
(4) その他の経済事業資産	196,598	177,874
(5) 貸倒引当金	▲57,383	▲60,115
4 雑資産	349,137	370,468
(1) 雑資産	350,406	373,089
(2) 貸倒引当金	▲1,268	▲2,620
5 固定資産	4,249,472	4,990,945
(1) 有形固定資産	4,234,580	4,976,388
建物	6,905,171	7,081,290
機械装置	2,298,304	2,321,910
土地	1,559,813	1,603,276
建設仮勘定	244,712	329,667
その他の有形固定資産	2,259,082	2,252,266
減価償却累計額	▲9,032,504	▲8,612,022
(2) 無形固定資産	14,892	14,556
6 外部出資	5,251,906	5,251,546
(1) 系統出資	4,985,961	4,985,961
(2) 系統外出資	250,944	250,584
(3) 子会社等出資	15,000	15,000
7 繰延税金資産	255,102	261,516
資産の部合計	139,915,560	138,588,906

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日)	令和5年度 (令和6年2月29日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	125, 580, 065	124, 553, 855
(1) 賀金	125, 144, 300	124, 250, 224
(2) 借入金	114, 057	150, 575
(3) その他の信用事業負債	321, 707	153, 055
未払費用	11, 643	8, 570
その他の負債	310, 063	144, 485
2 共済事業負債	530, 446	547, 778
(1) 共済資金	268, 407	290, 599
(2) 未経過共済付加収入	259, 037	255, 270
(3) 共済未払費用	2, 941	1, 908
(4) その他の共済事業負債	60	-
3 経済事業負債	360, 320	305, 599
(1) 経済事業未払金	233, 109	191, 264
(2) 経済受託債務	14, 216	18, 719
(3) その他の経済事業負債	112, 993	95, 615
4 設備借入金	230, 500	177, 400
5 雜負債	383, 492	300, 610
(1) 未払法人税等	32, 033	7, 884
(2) 資産除去債務	88, 454	75, 818
(3) その他の負債	263, 005	216, 907
6 諸引当金	916, 590	849, 033
(1) 賞与引当金	200, 054	198, 378
(2) 退職給付引当金	406, 806	395, 789
(3) 特例業務負担金引当金	285, 759	239, 189
(4) 役員退職慰労引当金	23, 970	15, 676
(5) ポイント引当金	-	-
負債の部合計	128, 001, 416	126, 734, 277
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	12, 869, 535	12, 746, 229
(1) 出資金	2, 031, 041	1, 991, 371
(2) 利益剰余金	10, 845, 183	10, 763, 474
利益準備金	4, 252, 200	4, 252, 200
その他利益剰余金	6, 592, 983	6, 511, 274
特別積立金	3, 567, 364	3, 567, 364
税効果調整積立金	241, 584	241, 584
リスク管理積立金	1, 344, 000	1, 524, 000
施設更新積立金	866, 000	946, 000
農業者応援積立金	45, 135	31, 308
当期末処分剰余金	528, 900	201, 018
(うち当期剰余金)	(338, 475)	(18, 878)
(3) 処分未済持分	▲6, 689	▲8, 617
2 評価・換算差額等	▲955, 390	▲891, 599
(1) その他有価証券評価差額金	▲955, 390	▲891, 599
純資産の部合計	11, 914, 144	11, 854, 629
負債及び純資産の部合計	139, 915, 560	138, 588, 906

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自令和4年3月1日 至令和5年2月28日)	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)
1 事業総利益	3,958,877	3,634,234
事業収益	6,800,335	6,787,864
事業費用	2,841,457	3,153,629
(1) 信用事業収益	1,146,423	1,126,963
資金運用収益	1,031,078	1,031,169
(うち預金利息)	(444,165)	(434,676)
(うち有価証券利息)	(103,346)	(106,201)
(うち貸出金利息)	(382,585)	(372,861)
(うちその他受入利息)	(100,979)	(117,429)
役務取引等収益	57,423	55,908
その他事業直接収益	38,377	5,082
その他経常収益	19,544	34,802
(2) 信用事業費用	38,414	378,627
資金調達費用	12,118	9,633
(うち貯金利息)	(5,929)	(4,876)
(うち給付補填備金繰入)	(2,513)	(2,649)
(うち借入金利息)	(191)	(163)
(うちその他支払利息)	(3,484)	(1,943)
役務取引等費用	22,765	22,639
国債等債券償却	-	250,813
その他経常費用	3,531	95,541
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲100,401)	(▲16,989)
信用事業総利益	1,108,008	748,335
(3) 共済事業収益	776,783	725,669
共済付加収入	722,379	681,207
その他の収益	54,404	44,461
(4) 共済事業費用	37,568	31,222
共済推進費	25,092	20,044
共済保全費	4,269	3,220
その他の費用	8,206	7,958
共済事業総利益	739,215	694,446
(5) 購買事業収益	2,859,870	2,837,119
購買品供給高	2,198,896	2,169,582
購買手数料	341,807	358,722
修理サービス料	261,639	254,818
その他の収益	57,526	53,994
(6) 購買事業費用	1,947,089	1,892,221
購買品供給原価	1,851,457	1,804,865
購買品供給費	59,910	45,591
修理サービス費	-	-
その他の費用	35,722	41,764
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲1,582)	(-)
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(2,782)
購買事業総利益	912,780	944,897
(7) 販売事業収益	838,204	941,536
販売品販売高	191,729	225,058
精米小売販売手数料	328,519	358,051
販売手数料	274,803	293,246
その他の収益	43,152	65,180
(8) 販売事業費用	184,268	218,753
販売品販売原価	151,926	174,109
販売費	14,199	16,838
その他の費用	18,141	27,805
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲3,618)	(▲165)
販売事業総利益	653,936	722,782

科 目	令和4年度 (自令和4年3月1日 至令和5年2月28日)	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)
(9) 保管事業収益	74,458	71,628
(10) 保管事業費用	39,221	32,652
保管事業総利益	35,237	38,976
(11) 加工事業収益	147,162	147,632
(12) 加工事業費用	110,011	108,345
加工事業総利益	37,151	39,287
(13) 利用事業収益	735,272	725,002
(14) 利用事業費用	352,145	343,871
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲113)	(-)
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(1,517)
利用事業総利益	383,126	381,131
(15) その他事業収益	189,213	179,571
(16) その他事業費用	32,715	44,348
その他事業総利益	156,498	135,223
(17) 指導事業収入	32,946	32,740
(18) 指導事業支出	100,022	103,586
指導事業收支差額	▲67,076	▲70,846
2 事業管理費	3,624,327	3,611,909
(1) 人件費	2,358,903	2,322,639
(2) 業務費	334,092	342,084
(3) 諸税負担金	95,613	121,650
(4) 施設費	829,698	818,556
(5) その他事業管理費	6,020	6,977
事 業 利 益	334,549	22,325
3 事業外収益	165,132	148,139
(1) 受取雑利息	10,702	9,856
(2) 受取出資配当金	75,253	75,050
(3) 貸貸料	29,692	20,572
(4) しいたけ関連収益	24,364	23,820
(5) 雜収入	25,119	18,839
4 事業外費用	34,042	128,394
(1) 支払雑利息	1,164	1,037
(2) 寄付金	1,377	13,995
(3) しいたけ関連費用	24,364	23,820
(4) 雜損失	7,135	89,540
経 常 利 益	465,639	42,070
5 特別利益	34,958	40,675
(1) 固定資産処分益	-	18,419
(2) 一般補助金	34,958	22,256
(3) その他特別利益	-	-
6 特別損失	73,507	54,327
(1) 固定資産処分損	2,316	4,669
(2) 固定資産圧縮損	26,231	15,556
(3) 減損損失	44,909	34,101
(4) その他特別損失	50	-
税 引 前 当 期 利 益	427,090	28,419
7 法人税・住民税及び事業税	47,399	15,955
8 法人税等調整額(控除)	41,215	▲6,414
9 法人税等合計	88,615	9,540
10 当期剰余金	338,475	18,878
11 当期首繰越剰余金	169,698	168,312
12 会計方針の変更による累進的影響額	▲35,353	-
13 遷及処理後当期首繰越剰余金	134,344	-
15 税効果調整積立金取崩額	41,215	-
14 農業者応援積立金取崩額	14,865	13,827
16 当期末処分剰余金	528,900	201,018

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自令和4年3月1日 至令和5年2月28日)	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	427,090	28,419
減価償却費	336,617	348,805
減損損失	44,909	34,101
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲105,795	▲16,186
賞与引当金の増減額（▲は減少）	▲7,531	▲1,676
退職給付引当金の増減額（▲は減少）	▲63,139	▲11,017
その他引当金等の増減額（▲は減少）	▲39,487	▲54,863
信用事業資金運用収益	▲1,037,409	▲1,023,442
信用事業資金調達費用	12,118	9,633
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲85,955	▲84,906
支払雑利息	1,164	1,037
有価証券関係損益（▲は益）	▲32,455	237,559
固定資産売却損益（▲は益）	2,316	▲13,749
外部出資関係損益（▲は益）	—	—
資産除去債務関連費用	—	▲1,712
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（▲）減	167,136	1,029,723
預金の純増（▲）減	3,314,000	2,135,000
貯金の純増減（▲）	▲1,192,036	▲894,076
信用事業借入金の純増減（▲）	20,328	36,517
その他の信用事業資産の純増減	▲222,741	1,238
その他の信用事業負債の純増減	▲517,7794	▲166,644
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増（▲）減	—	—
共済借入金の純増減（▲）	—	—
共済資金の純増減（▲）	4,520	22,192
未経過共済付加収入の純増減	▲4,657	▲3,767
その他の共済事業資産の純増減	▲116	▲98
その他の共済事業負債の純増減	528	▲1,093
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	28,998	▲9,942
経済受託債権の純増（▲）減	▲210,362	600,422
棚卸資産の純増（▲）減	8,161	▲40,152
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	▲17,131	▲41,845
経済受託債務の純増減（▲）	▲30,158	4,503
その他の経済事業資産の純増減	4,337	8,437
その他の経済事業負債の純増減	63,593	▲2,292
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	47,564	▲22,682
その他の負債の純増減	24,146	▲48,560
未払消費税等の増減額	10,332	▲12,674
信用事業資金運用による収入	1,070,675	1,028,502
信用事業資金調達による支出	▲12,833	▲11,615
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	—	▲60,099
小 計	2,008,936	3,002,995

科 目	令和4年度 (自令和4年3月1日 至令和5年2月28日)	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)
雑利息及び出資配当金の受取額	85,955	84,906
雑利息の支払額	▲1,164	▲1,037
法人税等の支払額	▲40,993	▲40,103
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,052,733	3,046,760
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲3,393,964	▲3,009,916
有価証券の売却・償還による収入	2,073,866	1,298,048
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲579,012	▲1,171,193
固定資産の売却による収入	▲19,450	▲7,895
補助金の受入による収入	34,958	22,256
外部出資による支出	▲50	▲440
外部出資の売却等による収入	—	800
資産除去債務履行による支出	—	45,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲1,883,653	▲2,822,725
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	▲53,100	▲53,100
出資の増額による収入	23,804	18,893
出資の払戻しによる支出	▲49,850	▲58,563
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	▲6,689	▲8,617
持分の譲渡による収入	6,468	6,689
出資配当金の支払額	▲20,486	▲40,487
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲99,853	▲135,185
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	69,227	88,849
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,116,653	1,416,246
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,185,881	1,505,096



4. 注記表

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- ①関連会社株式：移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ①購買品（農機・車両・ガスの製品）
 - ・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ②購買品（農機・車両・ガスの部品）
 - ・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ③購買品（上記以外）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ④販売品（直売所買取販売品）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ⑤販売品（玄米精米販売品）
 - ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ⑥加工品
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ⑦その他の棚卸資産
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、カントリー事業全般及びしいたけ関連設備、西瓜選果機、リースハウス設備の機械装置は定額法によっております。
 - ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。なお自社用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、

次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部審査課が2次審査を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

(原則法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、当事業年度に費用処理しています。

(簡便法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な業務における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りとなります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑥ その他事業

当組合の農地利用集積事業・リース事業は、利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は契約に基づく利用者からの手数料・賃貸料を收受した時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑧ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点での収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った仮渡金を計上しております。

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（仮渡金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残金を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（1） 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）。

以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

② 利用事業（カントリーエレベーター）における履行義務の認識に関する会計処理

利用者から收受する利用料については、従来は搬入後に利用料全額を収益認識していましたが、期末にカントリーエレベーター内に保有する乾穀にかかる利用料を次期以降の履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。なお、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、35,353千円減少しております。また、当事業年度の購買供給高が2,284,463千円減少し、購買手数料が341,807千円増加し、購買供給原価が1,942,655千円減少し、また利用事業では、葬祭事業収益、葬祭事業費用がともに6,088千円減少し、カントリーエレベーター事業収益が9,726千円増加しております。これにより、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が9,726千円それぞれ増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年3月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 255,102千円（繰延税金負債との相殺前）

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和3年5月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 44,909千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年5月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,540,964千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 2,157,677 千円	機械及び装置 1,870,932 千円	その他 512,354 千円
-----------------	---------------------	----------------

(2) 担保に供されている資産

定期預金1,000,000千円を為替決済取引に関する決済保証金として担保に供しています。

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

(3) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	172 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,401 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	839 千円
理事及び監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は286,996千円、危険債権額は373,513千円です。

なお、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は7,380千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 667,890 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	2,347 千円
うち事業取引高	2,347 千円
② 子会社等との取引による費用総額	2,629 千円
うち事業取引高	2,629 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・燃料・車両・葬祭については施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休・賃貸）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店・農業関連施設等については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は以下のとおりです。

No.	場所	用途	種類	その他
1	五十沢支店	営業用店舗	建物・器具備品	
2	城内支店	営業用店舗	建物・構築物・器具備品	
3	六日町スタンド	営業用店舗	構築物・土地	
4	車両センター (オートパル六日町) (車両センターしおざわ)	営業用店舗	建物・構築物・機械装置 器具備品・土地	
5	虹のホールしおざわ	営業用店舗	構築物・器具備品・土地	
6	旧蘿神支店	遊休資産	建物	業務外固定資産
7	旧大崎支店	遊休資産	建物	業務外固定資産
8	旧石打支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
9	旧上田支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
10	もち加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産
11	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	賃貸用資産	土地	業務外固定資産

12	生活センター（Aコープ大巻）	賃貸用資産	建物	業務外固定資産
13	はりまや72店 (旧Aコープしおざわ店)	賃貸用資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

①のN o. 1からN o. 2の営業用店舗については、店舗再編による営業終了が決定したことと同時に、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

①のN o. 3からN o. 5の営業用店舗については、当該店舗の営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

①のN o. 6からN o. 13の遊休資産および賃貸用資産の業務外固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場 所	減損損失額	内 訳
1	五十沢支店	2,991 千円	建物 2,954 千円、器具備品 36 千円
2	城内支店	7,166 千円	建物 7,051 千円、構築物 4 千円 器具備品 110 千円
3	六日町スタンド	1,476 千円	構築物 1,228 千円、土地 248 千円
4	車両センター (オートパル六日町) (車両センターしおざわ)	13,823 千円	建物 959 千円、構築物 296 千円 機械装置 4,555 千円 器具備品 253 千円、土地 7,758 千円
5	虹のホールしおざわ	1,784 千円	構築物 334 千円、器具備品 281 千円 土地 1,167 千円
6	旧蘿神支店	3,441 千円	建物 3,441 千円
7	旧大崎支店	2,677 千円	建物 2,677 千円
8	旧石打支店	293 千円	土地 293 千円
9	旧上田支店	211 千円	土地 211 千円
10	もち加工所	15 千円	土地 15 千円
11	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	5,869 千円	土地 5,869 千円
12	生活センター（Aコープ大巻）	2,022 千円	建物 2,022 千円
13	はりまや72店 (旧Aコープしおざわ店)	3,133 千円	土地 3,133 千円

④ 回収可能価額の算定方法

①のN o. 1からN o. 13 の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額、大規模宅地については規模格差補正後評価に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査

を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を

行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用します。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が953,579千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな

い場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算

定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	83,081,987	83,060,667	▲21,320
有価証券			
その他有価証券	9,811,463	9,811,463	
貸出金	33,106,532		
貸倒引当金(*)	▲243,588		
貸倒引当金控除後	32,862,943	33,201,565	338,622

資産計	125,756,394	126,073,696	317,302
貯金	125,144,300	125,081,532	▲62,767
負債計	125,144,300	125,081,532	▲62,767

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

(ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(イ) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

(ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格にない株式等

市場価格にない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	5,251,906

(*) 外部出資のうち、市場価格において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	83,081,987					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	199,000	60,000	200,000	800,000		9,700,000
貸 出 金 (*1, 2, 3)	2,871,808	2,421,636	1,851,653	1,657,935	1,518,704	22,612,230
合 計	86,152,796	2,481,636	2,051,653	2,457,935	1,518,704	32,312,230

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）381,958千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等164,012千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部未実行案件8,551千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	113,362,309	5,500,123	4,301,772	466,835	837,527	675,732

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債 120,666	120,004	662
	地 方 債 866,727	840,836	25,890
	小 計 987,393	960,841	26,552
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債 3,139,120	3,435,777	▲296,657
	地 方 債 884,530	970,576	▲86,046
	政府保証債 175,170	199,708	▲24,538
	社 債 4,625,250	5,199,949	▲574,699
	小 計 8,824,070	9,806,013	▲981,943
合 計	9,811,463	10,766,854	▲955,390

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	1,003,575	28,283	-
社 債	501,013	10,070	-

合 計	1,504,588	38,354	-
-----	-----------	--------	---

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、准職員と福祉職員については、准職員退職給与規程及び福祉事業給与規程に基づき、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,267,189 千円
勤務費用	152,111 千円
利息費用	3,693 千円
数理計算上の差異の発生額	▲84,192 千円
退職給付の支払額	▲92,596 千円
期末における退職給付債務	2,246,206 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,797,242 千円
期待運用収益	10,586 千円
数理計算上の差異の発生額	956 千円
特定退職金共済制度への拠出金	106,642 千円
退職給付の支払額	▲76,028 千円
期末における年金資産	1,839,399 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,246,206 千円
特定退職金共済制度	▲1,839,399 千円
未積立退職給付債務	406,806 千円
貸借対照表計上額純額	406,806 千円
退職給付引当金	406,806 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	152,111 千円
利息費用	3,693 千円
期待運用収益	▲10,586 千円

数理計算上の差異の費用処理額	▲85,148 千円
小計	60,069 千円
臨時に支払った割増退職金	368 千円
合計	60,437 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00% ~ 1.53%
長期期待運用収益率 0.59%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は31,568千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和5年2月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、285,759千円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	112,522
賞与引当金	55,335
特例業務負担金引当金	79,041
貸倒引当金超過額	53,391
固定資産評価損否認額	161,041

その他	126,056
繰延税金資産小計	587,387
評価性引当額	▲332,285
繰延税金資産合計（A）	255,102
繰延税金負債	-
その他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計（B）	-
繰延税金資産の純額（A）+（B）	255,102

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.43%
住民税均等割額	0.63%
事業分量配当	▲3.89%
税額控除	▲1.92%
評価性引当額の増減	▲0.48%
その他	▲0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.74%

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関し、資産除去債務を計上しています。

(2) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50,433 千円
------	-----------

有害物除去義務の認識に伴う増加額	38,020 千円
------------------	-----------

期末残高	88,454 千円
------	-----------

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、六日町カントリーエレベーター等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該六日町カントリーエレベーター等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12. キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	83,826,881 千円
----------	---------------

別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲82,641,000 千円
-------------------	----------------

現金及び現金同等物	1,185,881 千円
-----------	--------------

令和5年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（農機・車両・ガスの製品）
 - ・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 購買品（農機・車両・ガスの部品）
 - ・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ 購買品（上記以外）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④ 販売品（直売所販取販売品）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ⑤ 販売品（玄米精米販売品）
 - ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ⑥ 加工品
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ⑦ その他の棚卸資産
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、カントリー事業全般及びしいたけ関連設備、西瓜選果機、リースハウス設備の機械装置は定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお自社用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部審査課が2次審査を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

(原則法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、当事業年度に費用処理しています。

(簡便法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りとなります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ その他事業

当組合の農地利用集積事業・リース事業は、利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は契約に基づく利用者からの手数料・賃貸料を收受した時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑧ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点での収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った仮渡金を計上しております。

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（仮渡金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残金を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受

託債務残高を減少する会計処理を行っております。

- ③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 261,516千円（繰延税金負債との相殺前）
② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和6年5月の通常総代会に附議する中期経営計画（案）を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 34,101千円
② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年5月の通常総代会に附議する中期経営計画(案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,225,185千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,975,831 千円	機械及び装置 1,736,999 千円	その他 512,354 千円
-----------------	---------------------	----------------

(2) 担保に供されている資産

定期預金1,000,000千円を為替決済取引に関する決済保証金として担保に供しています。

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

(3) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	180千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,312千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権はありません。

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は287,007千円、危険債権額は423,793千円です。

なお、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性

の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は4,920千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は715,720千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	2,524千円
うち事業取引高	2,524千円
② 子会社等との取引による費用総額	3,071千円
うち事業取引高	3,071千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・燃料・車両・葬祭については施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休・賃貸）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店・農業関連施設等については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は以下のとおりです。

No.	場所	用途	種類	その他
1	六日町スタンド	営業用店舗	機械装置・土地	
2	虹のホールしおざわ	営業用店舗	土地	
3	旧五十沢支店	遊休資産	建物・土地	業務外固定資産
4	旧城内支店	遊休資産	建物・土地	業務外固定資産
5	旧大巻支店	遊休資産	建物・器具備品	業務外固定資産
6	旧藪神支店	遊休資産	建物	業務外固定資産
7	もち加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産

8	Aコープ城内店	遊休資産	建物・構築物・土地	業務外固定資産
9	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	賃貸用資産	土地	業務外固定資産
10	はりまや72店(旧Aコープしおざわ店)	賃貸用資産	器具備品、土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

①のNo. 1からNo. 2の営業用店舗については、当該店舗の営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

①のNo. 3からNo. 10の遊休資産および賃貸用資産の業務外固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場所	減損損失額	内訳
1	六日町スタンド	6,877千円	機械装置 6,633千円、土地 244千円、
2	虹のホールしおざわ	635千円	土地 635千円
3	旧五十沢支店	1,250千円	建物 963千円、土地 287千円
4	旧城内支店	13,879千円	建物 13,875千円、土地 3千円
5	旧大巻支店	645千円	建物 638千円、器具備品 6千円、
6	旧蕨神支店	1,542千円	建物 1,542千円
7	もち加工所	11千円	土地 11千円
8	Aコープ城内店	5,461千円	建物 3,174千円、構築物 1,916千円 土地 369千円
9	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	1,044千円	土地 1,044千円
10	はりまや72店(旧Aコープしおざわ店)	2,753千円	器具備品 96千円、土地 2,657千円

④ 回収可能価額の算定方法

①のNo. 1からNo. 10の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額、大規模宅地については規模格差補正後評価に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほ

か、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用します。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が921,568千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行うまでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	80,974,980	80,931,284	▲43,695
有価証券			
その他有価証券	11,349,563	11,349,563	0
貸出金	32,076,808		
貸倒引当金（＊）	▲223,318		
貸倒引当金控除後	31,853,489	31,994,984	141,494
資産計	124,178,033	124,275,832	97,798
貯金	124,250,224	124,141,425	▲108,799
負債計	124,250,224	124,141,425	▲108,799

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

(ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価

額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(イ) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

(ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、リスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,251,546

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	80,974,980					
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	60,000	200,000	800,000		300,000	11,300,000
貸出金(*1,2,3)	3,064,160	2,022,167	1,832,686	1,676,074	1,507,526	21,817,439
合 計	84,099,141	2,222,167	2,632,686	1,676,074	1,807,526	33,117,439

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）383,862千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場

- 合は「5年超」に含めています。
- (＊2) 貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 151,208 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (＊3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部未実行案件 5,544 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊)	111,410,600	4,245,204	6,170,870	836,350	918,386	668,811

(＊) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	161,243	159,432
	地方債	1,024,590	1,001,323
	政府保証債	－	－
	社債	200,450	200,000
	小計	1,386,283	1,360,756
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	3,063,160	3,443,375
	地方債	2,179,350	2,297,131
	政府保証債	173,270	199,725
	社債	4,547,500	4,940,175
	小計	9,963,280	10,880,407
合計	11,349,563	12,241,163	▲891,599

(＊) なお、上記差額△891,599 千円を貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	198,800	5,164	－
合計	198,800	5,164	－

(3) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債 250,813 千円減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したことから、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上50%未満下落した場合は、会計基準に基づき、回復の可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、准職員と福祉職員については、准職員退職給与規程及び福祉事業給与規程に基づき、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,246,206 千円
勤務費用	142,812 千円
利息費用	10,017 千円
数理計算上の差異の発生額	9,161 千円
<u>退職給付の支払額</u>	▲214,331 千円
期末における退職給付債務	2,193,865 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,839,399 千円
期待運用収益	11,167 千円
数理計算上の差異の発生額	1,203 千円
特定退職金共済制度への拠出金	103,969 千円
<u>退職給付の支払額</u>	▲157,663 千円
期末における年金資産	1,798,076 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,193,865 千円
<u>特定退職金共済制度</u>	▲1,798,076 千円
<u>未積立退職給付債務</u>	395,789 千円
貸借対照表計上額純額	395,789 千円
退職給付引当金	395,789 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142,812 千円
利息費用	10,017 千円
期待運用収益	▲11,167 千円

<u>数理計算上の差異の費用処理額</u>	7,957 千円
小計	149,620 千円
臨時に支払った割増退職金	2,683 千円
合計	152,303 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	28%
現金及び預金	3%
<u>その他</u>	5%
合計	100%

(7) 長期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考えています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00% ~ 2.09%

長期待運用收益率 0.71%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は29,976千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和6年2月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、239,189千円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	109,475
賞与引当金	54,871
特例業務負担金引当金	66,159
貸倒引当金超過額	50,760
有価証券（減損処理）	69,374

固定資産評価損否認額	139,699
その他有価証券評価差額金（評価損）	246,616
その他	103,623
繰延税金資産小計	840,581
評価性引当額	▲579,064
繰延税金資産合計（A）	261,516
繰延税金負債	-
その他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計（B）	-
繰延税金資産の純額（A）+（B）	261,516

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	34.47%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲36.52%
寄付金等永久に益金に算入されない項目	12.19%
住民税均等割額	9.50%
事業分量配当	0.00%
税額控除	▲8.55%
評価性引当額の増減	0.57%
その他	▲1.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.91%

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関し、資産除去債務を計上しています。

(2) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	88,454 千円
------	-----------

有害物除去義務の認識に伴う増加額	32,979 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>▲45,614 千円</u>
期末残高	75,818 千円

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、六日町カントリーエレベーター等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該六日町カントリーエレベーター等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12. キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	82,011,096 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲80,506,000 千円
現金及び現金同等物	1,505,096 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	528,900	201,018
2 任意積立金取崩額	—	—
3 剰余金処分額	360,587	39,808
(1) 任意積立金 (うち施設更新積立金) (うちリスク管理積立金) (うち税効果調整積立金)	260,000 (80,000) (180,000) (—)	19,932 (—) (—) (19,932)
(2) 出資配当金 普通出資に対する配当金	40,487	19,875
(3) 事業分量配当金	60,099	—
4 次期繰越剰余金	168,312	161,209

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

【令和4年度 2.0%】 【令和5年度 1.0%】

2. 出資配当金は普通貯金に振り込みます。

3. 事業分量配当金は、次のとおりです。

【令和4年度 令和4年産米出荷 60 kgあたり 300 円 (令和5年2月末までの出荷が対象) に 10% の消費税相当額を加えた金額】

【令和5年度 事業分量配当は今年度行いません。】

(消費税法では農協の事業分量配当は売上金額の返還とみなされていますので、事業分量配当金額に応じた消費税相当額を配当時にお返しするものです)

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 944 千円が含まれています

5. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準等は、次のとおりです。

○目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等

種類	税効果調整積立金	施設更新積立金	リスク管理積立金	農業者応援積立金
積立目的	自己資本比率を維持向上させ、信用事業を中心とした本組合の事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため。	将来の施設更新・改善・処分又は新たな事業展開を図るための施設取得にあたり、取得後等の経営負担の軽減と財務の健全化に資するため。	不良債権処理や有価証券運用のリスク負担、農畜産物販売・流通に関するリスク及び会計諸施策適用に関するリスクによる損失発生のてん補に資するため。	営農指導事業の充実と意欲ある農業者が「農業所得増大・農業生産拡大」に向けた取り組みを促進し、以て農業経営の安定と後継者等の育成に資するため。
目標額	—	2,000,000 千円	2,000,000 千円	60,000 千円
取崩基準	事業年度末において、前年度末積立金額が当年度末における税務上の（一時差異の金額×法定実効税率）の額を上回った場合、上回った金額を取り崩す。	施設の取得及び修繕を行った場合、取得・修繕にかかる毎年度の減価償却費相当額を限度に取り崩す。また、組合施設の処分を行った場合、処分費用相当額を限度に取り崩す。	不良債権、有価証券、預け金、外部出資、固定資産、農畜産物販売流通等、農林年金制度特例業務負担金及びその他事業のリスクに関する区分で、損失処理するにあたり、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額等を限度に取り崩す。	南魚沼地域における農業の持続的な発展に寄与する農業者のために行う農業支援について必要額を取り崩す。

6. 部門別損益計算書

令和4年度

(単位:千円)

区分	合計	信 用 業 事	共 済 業 事	農 業 開 連 業 事	生 活 そ の 他 業 事	營 農 指 導 業 事	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	6,800,335	1,146,423	776,783	2,430,437	2,415,824	30,866	
事業費用 ②	2,841,457	38,414	37,568	1,101,074	1,570,117	94,282	
事業総利益 (①-②) ③	3,958,877	1,108,008	739,215	1,329,362	845,706	▲ 63,415	
事業管理費 ④	3,624,327	765,105	483,161	1,324,428	882,737	168,894	
(うち減価償却費 ⑤) (317,166)	(39,965)	(22,784)	(205,575)	(47,082)	(1,758)		
(うち人件費 ⑤') (2,358,903)	(485,534)	(382,644)	(737,916)	(600,460)	(152,347)		
※うち共通管理費 ⑥		184,900	105,904	207,399	138,654	10,789	▲ 647,647
(うち減価償却費 ⑦) (31,341)		(31,341)	(18,517)	(11,340)	(7,563)	(584)	(▲ 69,348)
(うち人件費 ⑦') (59,370)		(59,370)	(33,946)	(104,944)	(70,230)	(5,481)	(▲ 273,973)
事業利益 (③-④) ⑧	334,549	342,903	256,053	4,934	▲ 37,030	▲ 232,310	
事業外収益 ⑨	165,132	24,637	14,048	89,071	34,967	2,407	
※うち共通分 ⑩		24,418	14,048	43,393	28,877	2,212	▲ 112,951
事業外費用 ⑪	34,042	1,361	785	30,351	1,455	88	
※うち共通分 ⑫		1,361	785	1,709	1,140	88	▲ 5,084
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	465,639	366,178	269,317	63,653	▲ 3,518	▲ 229,991	
特別利益 ⑭	34,958	0	0	34,958	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	73,507	12,843	6,032	33,506	20,860	263	
※うち共通分 ⑰		4,510	2,514	19	12	0	▲ 7,057
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	427,090	353,334	263,284	65,105	▲ 24,379	▲ 230,254	
営農指導事業分配賦額 ⑲		5,229	4,525	217,100	3,399	230,254	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	427,090	348,105	258,759	▲ 151,994	▲ 27,779		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑯、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値により配賦割合を算出

(2) 営農指導事業

(部門均等割+事業総利益割) の平均値により配賦割合を算出

*指導費配賦において、生産調整改善費・教育情報費は全部門配賦とし、それ以外は農業関連事業に全額配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 用 業 事	共 済 業 事	農 業 開 連 業 事	生 活 そ の 他 業 事	營 農 指 導 業 事	合 計
共通管理費等	28.55%	16.35%	32.02%	21.41%	1.67%	100.00%
営農指導事業	22.7%	1.97%	94.29%	14.8%		100.00%

令和5年度

(単位:千円)

区分	合計	信 事 業 事	共 濟 業 事	農 業 業 事	農 業 業 連 業 事	生 活 そ の 他 業 事	營 農 指 導 業 事	農 指 導 業 等	共 通 管 理 費 等
事業収益	①	6,787,864	1,126,963	725,669	2,530,408	2,374,133		30,689	
事業費用	②	3,153,629	378,627	31,222	1,096,678	1,550,109		96,991	
事業総利益 (①-②)	③	3,634,234	748,335	694,446	1,433,729	824,024	▲ 66,301		
事業管理費	④	3,611,909	748,423	442,214	1,376,396	851,616	193,257		
(うち減価償却費 ⑤)		(328,817)	(42,605)	(22,209)	(212,498)	(49,202)	(2,300)		
(うち人件費 ⑤')		(2,322,639)	(468,138)	(344,196)	(773,425)	(564,762)	(172,117)		
※うち共通管理費 ⑥			184,273	101,686	247,156	159,540	13,089	▲ 705,746	
(うち減価償却費 ⑦)			(34,155)	(19,107)	(17,089)	(10,989)	(908)	(▲ 82,250)	
(うち人件費 ⑦')			(55,226)	(30,580)	(106,656)	(68,821)	(5,640)	(▲ 266,925)	
事業利益 (③-④)	⑧	22,325	▲ 88	252,232	57,333	▲ 27,591	▲ 259,559		
事業外収益	⑨	148,139	21,221	11,598	81,170	31,757	2,391		
※うち共通分 ⑩			21,221	11,598	41,724	26,762	2,227	▲ 103,534	
事業外費用	⑪	128,394	21,338	11,737	67,932	25,223	2,162		
※うち共通分 ⑫			21,298	11,737	40,529	26,005	2,162	▲ 101,733	
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	⑬	42,070	▲ 205	252,093	70,571	▲ 21,057	▲ 259,331		
特別利益	⑭	40,675	11,051	6,243	17,320	6,024	35		
※うち共通分 ⑮			11,051	6,243	662	425	35	▲ 18,419	
特別損失	⑯	54,327	5,259	2,828	21,847	23,682	709		
※うち共通分 ⑰			5,259	2,828	10,915	7,002	582	▲ 26,588	
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	⑯	28,419	5,587	255,509	66,044	▲ 38,716	▲ 260,005		
営農指導事業分配賦額	⑯			5,851	4,793	244,396	4,963	▲ 260,005	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑯-⑯)	⑯	28,419	▲ 264	250,715	▲ 178,352	▲ 43,680			

※⑥、⑩、⑫、⑯、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割十人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値により配賦割合を算出

(2) 営農指導事業

(部門均等割+事業総利益割)の平均値により配賦割合を算出

※指導費配賦において、生産調整改善費・教育情報費は全部門配賦とし、それ以外は農業関連事業に全額配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 事 業 事	共 濟 業 事	農 業 業 事	農 業 業 連 業 事	生 活 そ の 他 業 事	營 農 指 導 業 事	合 計
共通管理費等	26.11%	14.41%	35.02%	22.61%	1.85%		100.00%
営農指導事業	2.25%	1.84%	94.00%	1.91%			100.00%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認 (要請及び取り組み方針)

確認書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月30日
みなみ魚沼農業協同組合
代表理事組合長 井口 啓一

8. 会計監査人の監査

2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【II 損益の状況】

1. 最近の事業年度の主要な経営指標

(単位: 千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益（事業収益）	8,888,123	6,800,335	6,787,864
信用事業収益	1,123,738	1,146,423	1,126,963
共済事業収益	810,832	776,783	725,669
農業関連事業収益	3,501,377	2,430,437	2,530,408
その他事業収益	3,421,430	2,415,824	2,374,133
経常利益	327,958	465,639	42,070
当期剰余金	▲13,598	338,475	18,878
出資金	2,057,087	2,031,041	1,991,371
(出資口数)	4,114,174	4,062,083	3,982,743
純資産額	12,632,883	11,914,144	11,854,629
総資産額	142,356,806	139,915,560	138,588,906
貯金等残高	126,336,336	125,144,300	124,250,224
貸出金残高	33,273,669	33,106,532	32,076,808
有価証券残高	9,441,556	9,811,463	11,349,563
剰余金配当金額	20,486	100,587	19,875
出資配当額	20,486	40,487	19,875
事業利用分量配当額	—	60,099	—
職員数	497	479	456
単体自己資本比率（新基準）	23.09	23.61	23.85

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位: 千円)

項目	令和4年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	1,018,959	1,021,536	2,577
役務取引等収支	34,658	33,268	▲ 1,390
その他信用事業収支	54,391	▲ 306,468	▲ 360,859
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,108,008 (0.86%)	748,335 (0.59%)	▲ 359,673 (▲ 0.27%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,891,499 (2.53%)	3,929,986 (2.58%)	38,487 (0.05%)
事業純益	267,171	318,077	50,906
実質事業純益	267,171	318,077	50,906
コア事業純益	228,793	563,808	335,015
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	125,446	457,606	332,160

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	127,475,111	1,031,078	0.80	125,654,677	1,031,169	0.82
うち預金	82,627,252	444,165	0.53	80,880,253	434,676	0.53
	11,383,482	103,346	0.90	11,921,746	106,201	0.89
	33,464,377	382,585	1.14	32,852,678	372,861	1.13
資金調達勘定	125,568,563	12,118	0.00	124,345,126	9,633	0.00
うち貯金・定期積金	124,987,505	5,929	0.00	123,989,153	4,876	0.00
	—	—	—	—	—	—
	113,528	191	0.16	134,627	163	0.12
総資金利ざや	—	—	0.19	—	—	0.22

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回+経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	▲ 11,950	91
うち預金	▲ 35,727	▲ 9,489
	28,214	2,855
	▲ 10,649	▲ 9,724
	6,212	16,449
支払利息	▲ 3,520	▲ 2,485
うち貯金・定期積金	▲ 2,298	▲ 1,053
	—	—
	▲ 105	▲ 28
	▲ 1,117	▲ 1,404
差引	▲ 8,430	2,576

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

【III事業の概況】

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円， %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
流動性貯金	62,706,438 (50.17)	64,598,995 (52.10)	1,892,557
定期性貯金	62,251,423 (49.80)	59,357,911 (47.86)	▲ 2,893,512
その他の貯金	29,854 (0.02)	32,313 (0.03)	2,459
計	124,987,716 (100.00)	123,989,220 (100.00)	▲ 998,496
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	124,987,716 (100.00)	123,989,220 (100.00)	▲ 998,496

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円， %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
定期貯金	57,885,085 (100.00)	55,239,349 (100.00)	▲ 2,645,736
うち固定金利定期	57,881,103 (99.99)	55,236,080 (99.99)	▲ 2,645,023
うち変動金利定期	3,982 (0.01)	3,268 (0.01)	▲ 714

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付	94,558	72,331	▲ 22,227
証書貸付	29,438,041	28,842,213	▲ 595,828
当座貸越	443,819	452,237	8,418
割引手形	1,321	0	▲ 1,321
金融機関貸付	3,480,000	3,480,000	0
合計	33,457,741	32,846,782	▲ 610,959

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円， %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
固定金利貸出	28,077,061 (84.81)	26,821,872 (84.75)	▲ 1,255,189
変動金利貸出	4,486,954 (13.55)	4,724,433 (14.93)	237,479
その他の	542,516 (1.64)	100,459 (0.32)	▲ 442,057
合計	33,106,532 (100.00)	31,646,765 (100.00)	▲ 1,459,767

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
貯金・定期積金等	647,309	661,443	14,134
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	294,814	242,245	▲ 52,569
その他担保物	79,941	61,888	▲ 18,053
小計	1,022,065	965,577	▲ 56,488
農業信用基金協会保証	20,914,238	19,808,718	▲ 1,105,520
その他保証	5,085,419	5,392,119	306,700
小計	25,999,657	25,200,837	▲ 798,820
信用用	6,084,808	5,910,393	▲ 174,415
合計	33,106,532	32,076,808	▲ 1,029,724

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位 : 千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小計	-	-	-
信用	-	-	-
合計	-	-	-

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位 : 千円, %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
設備資金	28,321,738 (85.55)	27,389,887 (85.39)	▲ 931,851
運転資金	4,784,793 (14.45)	4,686,921 (14.61)	▲ 97,872
合計	33,106,532 (100.00)	32,076,808 (100.00)	▲ 1,029,724

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位 : 千円、 %)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	3,949,104 (11.93)	3,918,830 (12.22)	▲ 30,274
林業	53,044 (0.16)	47,656 (0.15)	▲ 5,388
水産業	— —	— —	—
製造業	4,282,796 (12.94)	4,181,759 (13.04)	▲ 101,037
鉱業	34,932 (0.12)	32,740 (0.11)	▲ 2,192
建設・不動産業	5,650,073 (17.07)	5,535,183 (17.26)	▲ 114,890
電気・ガス・熱供給水道業	201,541 (0.61)	183,830 (0.57)	▲ 17,711
運輸・通信業	1,209,309 (3.65)	1,146,725 (3.57)	▲ 62,584
金融・保険業	3,598,499 (10.87)	3,647,155 (11.37)	48,656
卸売・小売・サービス業・飲食業	9,280,471 (28.03)	8,960,413 (27.93)	▲ 320,058
地方公共団体	576,689 (1.74)	538,381 (1.68)	▲ 38,308
その他	4,270,067 (12.90)	3,884,132 (12.11)	▲ 385,935
合計	33,106,532 (100.00)	32,076,808 (100.00)	▲ 1,029,724

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

a) 営農類型別

(単位 : 千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	2,373,081	2,362,287	▲ 10,794
穀作	1,573,725	1,565,929	▲ 7,796
野菜・園芸	343,195	357,130	13,935
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	82,123	76,713	▲ 5,410
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	374,036	362,514	▲ 11,522
農業関連団体等	—	—	—
合計	2,373,081	2,362,287	▲ 10,794

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

b) 資金種類別

[貸出金]

(単位 : 千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	2,179,947	2,143,833	▲ 36,114
農業制度資金	193,133	218,454	25,321
農業近代化資金	79,076	67,879	▲ 11,197
その他制度資金	114,057	150,575	36,518
合計	2,373,081	2,362,287	▲ 10,794

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には農業経営改善促進資金(スマートS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位 : 千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位 : 千円)

区分	令和4年度	令和5年度	増 減
破綻先債権額	—	10,663	10,663
延滞債権額	587,347	623,168	35,821
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	7,380	4,920	▲ 2,460
合 計	594,727	638,751	44,024

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位 : 千円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	217,196	43,380	87,508	217,196
	令和5年度	215,379	47,348	90,378	215,379
危険債権	令和4年度	370,151	218,478	18,113	133,558
	令和5年度	418,452	235,532	58,695	124,224
要管理債権	令和4年度	7,380	4,962	—	1,033
	令和5年度	4,920	2,472	—	689
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	7,380	4,962	—	1,033
	令和5年度	4,920	2,472	—	689
小 計	令和4年度	594,727	266,821	105,621	220,901
	令和5年度	638,751	285,353	149,074	202,565
正常債権	令和4年度	32,534,829	斜線	斜線	斜線
	令和5年度	31,461,210	斜線	斜線	斜線
合 計	令和4年度	33,129,557	斜線	斜線	斜線
	令和5年度	32,099,962	斜線	斜線	斜線

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の

債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

- ・該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和4年度				令和5年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中減少額	
			目的使用	その他			目的使用	その他
一般貸倒引当金	107,871	25,124	-	107,871	25,124	25,124	22,677	-
個別貸倒引当金	300,164	277,116	79	300,084	277,116	277,116	263,377	3,331
合 計	408,036	302,240	79	407,956	302,240	302,240	286,054	3,331
							298,909	286,054

⑫貸出金償却の額

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	4,429	24,300	4,264
	金額	1,434,703	3,954,779	1,613,529
代金取立為替	件数	—	—	—
	金額	—	—	—
雜為替	件数	86	21	99
	金額	6,484	1,930	12,570
合計	件数	4,515	24,321	4,363
	金額	1,441,187	3,956,709	1,626,099
				4,058,839

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
国債	3,090,730	3,557,939	467,209
地方債	2,697,500	2,921,010	223,510
政府保証債	291,679	199,703	▲ 91,976
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	5,309,874	5,284,243	▲ 25,631
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	11,389,785	11,962,897	573,112

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

- ・該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和4年度								
国債	60,197	60,469	—	—	—	3,139,120	—	3,259,786
地方債	139,917	—	104,830	621,980	—	884,530	—	1,751,257
政府保証債	—	—	—	—	—	175,170	—	175,170
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	199,320	681,660	667,550	798,970	2,277,750	—	4,625,250
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度								
国債	60,003	—	—	—	99,429	3,443,375	—	3,602,808
地方債	—	100,871	100,551	499,899	1,216,330	1,380,800	—	3,298,454
政府保証債	—	—	—	—	—	199,725	—	199,725
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	898,786	200,000	699,520	1,192,365	2,400,316	—	5,390,988
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 金額は期末日における簿価額によっています。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度に損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度に損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	小計	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
小計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得価格を超 えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	120,666	120,004	662	161,243	159,432	1,810
	地方債	866,727	840,836	25,890	1,024,590	1,001,323	23,266
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	200,450	200,000	450
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		987,393	960,841	26,552	1,386,283	1,360,756	25,527
貸借対照表 計上額が取 得価格を超 えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	3,139,120	3,435,777	▲ 296,657	3,063,160	3,443,375	▲ 380,215
	地方債	884,530	970,576	▲ 86,046	2,179,350	2,297,131	▲ 117,781
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,625,250	5,199,949	▲ 574,699	4,547,500	4,940,175	▲ 392,675
	その他の証券	175,170	199,708	▲ 24,538	173,270	199,725	▲ 26,455
小計		8,824,070	9,806,013	▲ 981,943	9,963,280	10,880,407	▲ 917,127
合計		9,811,463	10,766,854	▲ 955,390	11,349,563	12,241,163	▲ 891,599

②金銭の信託の時価情報等

- ・該当する取引はありません。
- ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
 - ・該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	16,964	101,603

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

①投資信託口座数

(単位：口座)

	令和4年度	令和5年度
投資信託口座数	94	247

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	15,905	114,907,829	15,754	106,869,252
	定期生命共済	804	5,457,800	910	6,391,400
	養老生命共済	5,780	32,718,475	5,139	27,829,776
	うちこども共済	2,986	13,640,724	2,889	12,376,200
	医療共済	11,309	3,322,650	11,295	2,796,900
	がん共済	2,335	264,000	2,410	251,000
	定期医療共済	392	596,300	346	513,100
	介護共済	1,276	2,271,399	1,417	2,684,570
	認知症共済	79		95	
	生活障害共済	885		1,090	
	特定重度疾病共済	1,024		1,225	
	年金共済	7,858	50,000	7,672	40,000
	建物更生共済	13,939	226,492,614	13,640	221,596,497
合計		61,586	386,081,067	60,993	368,972,495

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(附加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		47,745	11,295	39,681
	11,309	659,637		870,050
がん共済	2,335	12,872	2,410	13,202
定期医療共済	392	1,960	346	1,726
合計		62,577	14,051	54,609
	14,036	659,637		870,050

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,276	3,052,294	1,417	3,541,710
認知症共済	79	138,200	95	166,700
生活障害共済（一時金型）	591	3,314,500	775	4,317,100
生活障害共済（定期年金型）	294	262,220	315	276,780
特定重度疾病共済	1,024	1,214,300	1,225	1,432,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,943	2,530,892	4,773	2,442,563
年金開始後	2,915	1,522,368	2,899	1,523,485
合計	7,858	4,053,260	7,672	3,966,048

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,584	38,647,890	37,620	2,556	38,479,590	37,934
自動車共済	18,455		683,471	18,350		681,104
傷害共済	8,721	31,401,900	10,883	11,682	44,537,400	10,808
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	1	4,000	39	1	4,000	39
賠償責任共済	408		1,004	363		1,061
自賠責共済	4,097		77,575	4,040		69,077
合計	34,266		810,592	36,992		800,026

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績（買取購買品）

(単位：千円)

種類		令和4年度		令和5年度			
		供給高	粗収益	供給高	粗収益		
生産資材	肥料	559,852	94,923	585,329	99,778		
	農薬	347,614	53,124	373,333	60,690		
	飼料	62,528	2,764	33,821	1,663		
	農業機械	710,100	110,945	710,030	116,487		
	自動車	843,980	97,962	886,761	98,921		
	燃料	790,067	75,712	798,556	80,244		
	その他	324,984	47,818	333,369	53,642		
	計	3,639,129	483,252	3,721,203	511,428		
生活物資	食品	米	—	—	—		
		生鮮食品	1,794	653	1,542		
		一般食品	39,167	5,726	40,320		
	衣料品		1,039	155	1,560		
	耐久消費財		482	73	470		
	日用保健雑貨		36,190	3,084	34,615		
	家庭燃料		731,228	192,861	698,081		
	その他		34,420	3,656	31,515		
	計		844,324	206,210	808,106		
	合計		4,483,453	689,462	4,529,310		
(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。							

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	受入高	手数料	受入高	手数料
米	3,680,075	132,974	3,889,627	140,531
麦	—	—	—	—
豆・雑穀	—	—	—	—
大豆	749	23	301	9
野菜	70,520	1,977	56,105	1,702
果実	457,994	14,165	516,335	15,969
茸類	1,522,554	44,326	1,580,837	48,903
花き・花木	55,063	1,618	52,309	1,556
畜産	267,023	2,697	234,232	2,365
藁工芸	12,452	385	10,852	335
直売所取扱品	328,189	76,628	357,240	81,864
その他	246	7	264	8
合計	6,394,870	274,803	6,698,106	293,246

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	受入高	粗収益	受入高	粗収益
直売所	155,267	39,802	178,514	50,948
合計	155,267	39,802	178,514	50,948

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
収益	保管料	48,245
	荷役料	—
	その他収益	26,212
	計	74,458
費用	倉庫材料費	8,101
	倉庫労務費	12,106
	その他費用	19,012
	計	39,221
差引		35,237
		38,976

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
カントリー	収益	227,249	235,260
	費用	68,983	74,533
	差引	158,265	160,726
利 用	収益	24,438	21,739
	費用	20,133	13,802
	差引	4,304	7,937
種 菌	収益	19,507	18,638
	費用	3,524	4,053
	差引	15,982	14,584
育 苗	収益	81,496	78,563
	費用	44,119	42,515
	差引	37,376	36,048
葬 祭	収益	388,669	375,744
	費用	221,472	213,910
	差引	167,197	161,834
計	収益	741,360	729,946
	費用	358,234	348,815
	差引	383,126	381,131

(注) 収益は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(6) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
加 工	収益	102,410	99,797
	費用	76,015	73,458
	差引	26,395	26,338
特 産 品	収益	44,751	47,835
	費用	33,996	34,886
	差引	10,755	12,948
計	収益	147,162	147,632
	費用	110,011	108,345
	差引	37,151	39,287

(7) 農地利用集積円滑化事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
農地利用	収 益	6,673	6,533
	費 用	4,896	4,814
	差 引	1,777	1,718

(8) その他事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
受 渡	収 益		
	費 用		
	差 引		

4. その他の事業取扱実績

(1) 福祉事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
福 祉	収 益	182,540	173,038
	費 用	27,819	39,533
	差 引	154,720	133,504

5. 指導事業

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収 入	賦課金収入	19,990	19,802
	指導補助金	1,098	2,095
	実費収入	9,504	8,532
	その他指導収入	2,352	2,309
	計	32,946	32,740
支出	営農改善費	48,117	48,471
	生活改善費	2,064	2,225
	教育情報費	14,699	17,530
	組織活動費	35,141	35,358
	計	100,022	103,586
差 引		▲ 67,076	▲ 70,846

【IV 経営諸指標】

1. 利益率

(単位 : %)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.30	0.02	▲ 0.28
資本経常利益率	3.69	0.33	▲ 3.36
総資産当期純利益率	0.21	0.01	▲ 0.20
資本当期純利益率	2.68	0.15	▲ 2.53

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剩余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 廉貸率・貯証率

(単位 : %)

区分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	26.45	25.81	▲ 0.64
	期中平均	26.76	26.49	▲ 0.27
貯証率	期末	7.84	9.13	1.29
	期中平均	9.11	9.64	0.53

- (注) 1. 貯貸率（期末）=貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）=貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）=有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位 : 千円)

項目		令和4年度	令和5年度
信用事業	貯金残高	1,440,924	1,762,414
	貸出金残高	381,192	454,990
共済事業	長期共済保有高	6,560,425	6,870,996
経済事業	購買品取扱高	40,929	39,065
販売事業	販売品取扱高	191,659	182,002

4. 一店舗当たり指標

(単位 : 千円)

項目	令和4年度	令和5年度
貯金残高	17,877,757	24,850,044
貸出金残高	4,729,504	6,415,361
長期共済保有高	55,154,438	73,794,499
購買品供給高	320,246	323,522

【V自己資本の充実の状況】

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,768,947	12,726,353
うち、出資金及び資本準備金の額	2,031,041	1,991,371
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	10,845,183	10,763,474
うち、外部流出予定額（▲）	100,587	19,875
うち、上記以外に該当するものの額	▲6,689	▲8,617
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	25,124	22,677
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	25,124	22,677
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,794,072	12,749,030
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	14,892	10,530
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14,892	10,530
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—

項目	令和4年度	令和5年度
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	14,892	10,530
<自己資本>		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	12,779,180	12,738,500
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,709,067	46,326,709
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲722,388	▲722,404
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲722,388	▲722,404
うち、土地再評価と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—

項目	令和4年度	令和5年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,394,568	7,076,610
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	54,103,635	53,403,320
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	23.61%	23.85%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

		令和4年度			令和5年度		
信用リスク・アセット		エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		744,893	—	—	719,748	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	3,561,005	—	—	—	3,608,305	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,409,344	—	—	—	3,848,131	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	190,565	19,056	762
我が国の政府関係機関向け	400,611	20,059	802	400,615	20,057	802	—
地方三公社向け	100,813	—	—	—	100,764	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	86,089,089	17,217,818	688,712	83,983,894	16,796,778	671,871	—
法人等向け	5,013,851	2,464,335	98,573	4,896,137	2,527,563	101,102	—
中小企業等向けおよび個人向け	6,093,083	2,382,291	95,291	6,264,648	2,388,009	95,520	—
抵当付住宅ローン	376,862	105,216	4,208	379,191	102,828	4,113	—
不動産取得等事業向け	1,054,165	1,035,790	41,431	999,402	988,787	39,551	—
三月以上延滞等	152,064	135,484	5,419	111,466	69,388	2,775	—
取立未済手形	10,764	2,152	86	9,150	1,830	73	—
信用保証協会等による保証付	21,060,334	2,072,947	82,917	19,994,785	1,965,879	78,635	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—
出資等	540,040	540,040	21,601	539,680	539,680	21,587	—
(うち出資等のエクspoージャー)	540,040	540,040	21,601	539,680	539,680	21,587	—
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	13,278,378	21,455,319	858,212	13,446,163	21,629,254	865,170	—
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資およびその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外にも係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	5,193,458	12,983,645	519,345	5,193,468	12,983,672	519,346	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	259,221	648,053	25,922	265,543	663,858	26,554	—
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	7,825,698	7,823,619	312,944	7,987,151	7,981,723	319,268	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーフ方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	722,388	28,895	—	722,404	28,896	—
標準的手法を適用するエクspoージャー計	—	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	140,140,409	46,709,067	1,868,362	—	46,326,709	1,853,068	—
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)			オペレーションナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーションナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	—
所要自己資本額			7,394,568	295,782	7,076,610	283,064	—
	リスク・アセット等(分母) 計		所要自己資本額 a	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己資本額 a	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己資本額 b = a × 4 %
			b = a × 4 %				b = a × 4 %
			54,103,635	2,164,145	53,403,320	2,136,132	—

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
 5. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当JAではオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
- $$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \text{ の直近3年間合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポート・ジャヤー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポート・ジャヤーの期末残高

(単位：千円)

		令和4年度				令和5年度							
		信用リスクに関するエクスポート・ジャヤーの残高		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポート・ジャヤー	信用リスクに関するエクスポート・ジャヤーの残高		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポート・ジャヤー
	国 内	141,162,419	32,697,876	10,793,700	—	365,278	139,756,030	31,801,248	12,271,486	—	184,384		
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	地域別残高計	141,162,419	32,697,876	10,793,700	—	365,278	139,756,030	31,801,248	12,271,486	—	184,384		
法 人	農業	1,111,855	1,085,658	—	—	2,997	1,172,420	1,142,763	—	—	3,356		
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	製造業	209,650	9,103	200,546	—	—	207,852	7,302	200,549	—	—		
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	建設・不動産業	181,198	181,198	—	—	—	206,025	206,025	—	—	—		
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,510,103	—	1,510,103	—	—	1,509,695	—	1,509,695	—	—		
	運輸・通信業	2,110,489	—	2,110,489	—	—	2,110,905	—	2,110,905	—	—		
	金融・保険業	86,681,589	3,487,789	100,142	—	—	84,574,793	3,487,866	100,146	—	—		
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,370,433	275,935	1,092,224	—	181,990	1,116,226	271,823	842,364	—	—		
個人	日本国政府・地方公共団体	5,955,385	578,108	5,377,276	—	—	7,454,080	539,667	6,914,413	—	—		
	上記以外	5,733,732	58,783	402,916	—	161	5,919,120	66,670	593,412	—	135		
その他の業種	業種別残高計	141,162,419	32,697,876	10,793,700	—	365,278	139,756,030	31,801,248	12,271,486	—	184,384		
	個人	27,490,106	27,021,298	—	—	180,074	26,554,481	26,079,129	—	—	180,879		
その他	その他の業種	8,807,874	—	—	—	54	8,930,427	—	—	—	11		
	業種別残高計	141,162,419	32,697,876	10,793,700	—	365,278	139,756,030	31,801,248	12,271,486	—	184,384		
期限の定めのないもの	1年以下	83,838,535	344,389	199,293	—	—	81,858,548	598,482	60,104	—	—		
	1年超3年以下	1,642,357	1,376,773	261,151	—	—	1,854,934	845,328	1,005,453	—	—		
	3年超5年以下	2,131,288	1,327,090	804,198	—	—	1,572,384	1,270,841	301,543	—	—		
	5年超7年以下	2,644,756	1,341,093	1,303,662	—	—	2,919,238	1,716,901	1,202,336	—	—		
	7年超10年以下	3,092,780	2,193,656	899,123	—	—	4,422,423	2,005,407	2,417,015	—	—		
	10年超	32,903,039	25,576,769	7,326,270	—	—	31,891,010	24,605,977	7,285,032	—	—		
	期限の定めのないもの	14,909,661	538,103	—	—	—	15,237,491	758,310	—	—	—		
	残存期間別残高計	141,162,419	32,697,876	10,793,700	—	—	139,756,030	31,801,248	12,271,486	—	—		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポート・ジャヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャヤーに該当するもの、証券化エクスポート・ジャヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポート・ジャヤーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート・ジャヤー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポート・ジャヤーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和4年度				令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	107,871	25,124	—	107,871	25,124	25,124	22,677	—	25,124	22,677
個別貸倒引当金	300,164	277,116	79	300,084	277,116	277,116	263,377	3,331	273,785	263,377
合計	408,036	302,240	79	407,956	302,240	302,240	286,054	3,331	298,909	286,054

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

法 人	令和4年度						令和5年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	期末残高	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	目的使用			期首残高	期中増加額	期中減少額	目的使用		
国内	300,164	277,116	79	300,084	277,116	—	277,116	263,377	3,331	273,785	263,377	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	300,164	277,116	79	300,084	277,116	—	277,116	263,377	3,331	273,785	263,377	
農業	441	1,337	—	441	1,337	—	1,337	3,356	—	1,337	3,356	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	104,599	102,224	—	104,599	102,224	—	102,224	91,953	3,281	98,943	91,953	
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外	918	2,565	—	918	2,565	—	2,565	1,037	—	2,565	1,037	
個人	194,206	170,988	79	194,126	170,988	—	170,988	167,029	50	170,938	167,029	
業種別計	300,164	277,116	79	300,084	277,116	—	277,116	263,377	3,331	273,785	263,377	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

	格付 あり	令和4年度		令和5年度			
		格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計	
信用 リス ク削 減効 果勘 案後残 高	リスク・ウエイト0%	—	6,715,243	6,715,243	—	8,176,185	8,176,185
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	21,460,946	21,460,946	—	20,587,291	20,587,291
	リスク・ウエイト20%	85,848,461	552,753	86,401,214	83,813,529	580,829	84,394,358
	リスク・ウエイト35%	—	376,862	376,862	—	385,960	385,960
	リスク・ウエイト50%	4,714,451	147,320	4,861,771	4,165,263	128,672	4,293,936
	リスク・ウエイト75%	—	6,108,883	6,108,883	—	6,334,615	6,334,615
	リスク・ウエイト100%	—	10,266,382	10,266,382	199,313	10,394,492	10,593,805
	リスク・ウエイト150%	—	27	27	—	12,468	12,468
	リスク・ウエイト200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	4,971,087	4,971,087	—	4,977,409	4,977,409
	その他	—	14,892	14,892	—	10,530	10,530
	リスク・ウエイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		90,562,912	50,614,398	141,177,311	88,178,106	51,588,454	139,766,561

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーナーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーナー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：千円)

区分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	200,017	—	—	200,036	—
地方三公社向け	—	100,813	—	—	100,764	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	35,349	4,774,583	—	30,920	5,038,066	—
抵当権住宅ローン	—	151,164	—	—	176,323	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	1,423	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	2,598	—	—	—	—
合計	35,349	5,229,177	—	30,920	5,516,614	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- ・該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

- ・該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャヤー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートジャヤーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポートジャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,251,906	5,251,906	5,251,546	5,251,546
合 計	5,251,906	5,251,906	5,251,546	5,251,546

(3) 出資その他これに類するエクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートナーに関する事項

- ・該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(\triangle EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

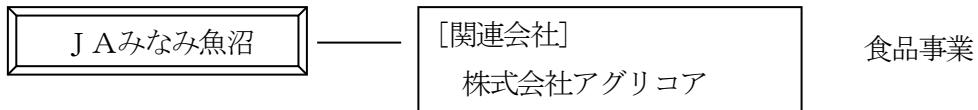
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,972	2,039	196	203
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイープ化	1,822	1,857		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	33	54		
6	短期金利低下	41	2		
7	最大値	1,972	2,039	196	203
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		12,747		12,731	

【VI連結情報】

1. グループの事業系統図

J Aみなみ魚沼のグループは、当 J A、関連法人等 1 社で構成されています。
このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社はありません。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

名 称	株式会社アグリコア
主たる営業所又は事務所の所在地	新潟県南魚沼市浦佐 5531 番地 1
事 業 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・ワイナリー・レストラン・ワイン用ぶどうの試験栽培
設 立 年 月 日	平成 8 年 11 月 7 日
資本金又は出資金	95,600 千円
当 J A の議決権比率	15.7%
他の子会社等の議決権比率	0%

3. 連結事業概況（令和5年度）

（1） 事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社・子法人等を連結せず、関連法人等1社に対して持分法を適用しております。

（2） 連結子会社等の事業概況

株式会社アグリコア

令和4年度の事業環境は、コロナ過からの経済活動が正常化に進みつつある中、ウクライナ等の影響が続き不安定な社会情勢から、原材料費、物流費、光熱費など全てにおいて価格高騰となり、企業や家計への負担を大きく増加させ、経済の回復傾向は穏やかなものに留まりました。

製造部門では、引き続き県産果実による製品製造方針を堅持し、収穫果実の品質にも配慮して生産活動を行っており、今後も生産地域及び原料にこだわり高品質な県産ぶどうを使用する製造方針を継続して参ります。

外販部門では、観光需要の増加やイベント開催再開により、ホテル、土産施設、スーパー等でワイン需要拡大につながりました。また今年度は安定的に原料葡萄の確保ができたため各種白ワインの再販が売上増につながりました。また、4月のフェミナリーズ世界ワインコンクールで赤ワイン・白ワイン両部門で金賞を受賞、日本ワインコンクールではレッドウルフが銅賞を受賞いたしました。

売店部門・レストラン部門では、観光バスによる団体客は依然戻らず、個人客に関しては増加し回復しております。今後は団体客依存から脱却し、個人客を中心とした事業展開へ切り替え、客単価を上げ売上増を目指したいと思っております。

また、3月に行ったピザ祭りは大変好評でした。今後はイベント、婚礼など精力的に企画したいと思っております。

全体（全部門）では、売上増に加え、補助金、助成金収入もあり、また経費抑制にも努め、売上高全体で144,689千円の前年比130.8%、経常利益2,677千円の前年比283.2%、当期純利益については1,998千円の前年比205.3%の利益決算となりました。

1. 役員

J Aみなみ魚沼
役員等の報酬体系

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいひます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金(注2)
対象役員(注1)に対する報酬等	59,115	5,911

(注) 1. 対象役員は、理事23名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員の報酬については、代表理事組合長の諮問機関として組合員代表を中心に構成する「役員報酬審議委員会」において、昨年度の支給実績、事業実績及び経済情勢の変化等を検討して答申された「答申書」を踏まえて定めています。

② 役員退職慰労金

在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規定に基づき、退職慰労金を支給することとし、支給総額の範囲内で、各退任理事への支給額、支給時期、支払方法については、理事については理事会、監事については監事の協議に一任して支給しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

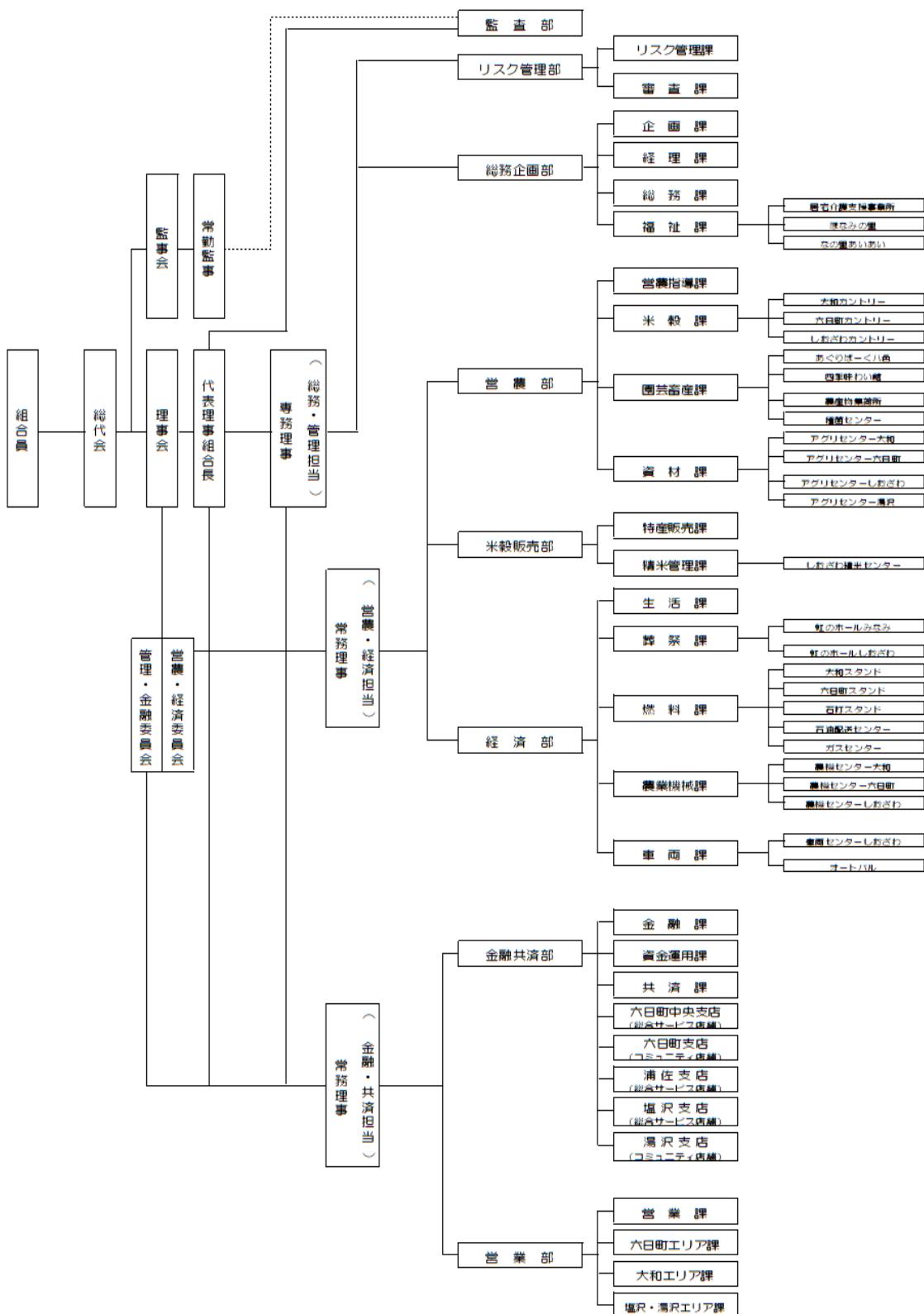
- (注)
1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、令和5年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 4. 令和5年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

1. 機構図 (令和6年4月現在)

JAみなみ魚沼の概要



2. 役員構成（役員一覧）

役員の氏名及び役職等

(令和6年6月現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	井口 啓一	理 事	関 一之
専 務 理 事	和田 浩信	〃	石田 正利
常 務 理 事	南雲 直樹	〃	井上 千好里
常 務 理 事	駒形 正樹	〃	黒滝 みゆき
理 事	羽鳥 正一	〃	加藤 宏志
〃	南雲 清治	〃	林 アイ子
〃	小幡 武重	〃	富田 浩一
〃	桑原 晃	〃	曾根 清一郎
〃	笛木 久稔	〃	長尾 謙一
〃	若井 隆	常 勤 監 事	林 洋一
〃	笠原 貴博	監 事	桑原 清吉郎
〃	山口 清志	〃	腰越 晃
〃	飯酒盃 厚夫	員 外 監 事	小林 豊
〃	井口 弘美		
合計		27名（うち女性4名）	

3. 組合員数

(単位：人、団体 令和6年2月末現在)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員	7,506	7,350	▲156
個 人	7,429	7,269	▲160
	77	81	4
准組合員	7,853	7,834	▲19
個 人	7,542	7,526	▲16
	311	308	▲3
合 計	15,359	15,184	▲175

4. 組合員組織の状況

(令和6年2月現在)

組織名	構成員数
J Aみなみ魚沼青年部	57名
J Aみなみ魚沼女性部	567名
J Aみなみ魚沼稲作振興協議会	6組織
地域稲作リーダー	21名
みなみ魚沼有機米部会	196名
J Aみなみ魚沼生産組織連絡協議会	46組織
しおざわ稲作部会	36名
みなみ魚沼農業機械銀行	23名
塩沢種子生産組合	17名
みなみ魚沼園芸振興協議会	12組織
八色西瓜生産組合	105名
八色花卉組合	14名
みなみ魚沼園芸開発部会	35名
八色カリフラワー部会	20名
みなみ魚沼農業協同組合きのこ部会	6名
みなみ魚沼青菜部会	11名
みなみ魚沼ワラ工部会	23名
みなみ魚沼育苗部会	8名
みなみ魚沼養液土耕部会	12名
南魚沼市農産物・特産品直売所出荷協議会	199名
あぐりばーく八色利用者協議会	292名
みなみ魚沼畜産振興協議会	10名
みなみ魚沼酪農部会	6名
みなみ魚沼肉牛養豚部会	4名
南魚沼堆肥生産組合	23名
みなみ魚沼農業協同組合水産部会	7名
みなみ魚沼労災保険加入組合	502名

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

- ・該当する事項はありません。

6. 地区一覧

- ・新潟県南魚沼市（旧大和町、旧六日町、旧塩沢町）
- ・新潟県南魚沼郡湯沢町

7. 沿革・あゆみ

- H3 1. 3 JA魚沼みなみ・JAしおざわが合併し、JAみなみ魚沼発足
R 1. 10 合併記念旅行
R 2. 7 南魚沼市・湯沢町との包括連携協定締結
R 2. 9 浦佐支店リニューアルオープン
R 3. 6 Aコープしおざわ店・上田店・湯沢店閉店
R 3. 7 石打スタンドセルフ化リニューアルオープン
R 4. 5 浦佐支店・塩沢支店再編
R 5. 5 本店・六日町中央支店再編
R 5. 6 アグリセンター六日町店リニューアルオープン
R 6. 7 車両センター・オートパルリニューアルオープン



8. 店舗等のご案内

(令和6年7月現在)

種別	名称	所在地	電話番号	ATM
本店・支店	本店・六日町中央支店	美佐島1856	025-772-3111	2台
総合センター	しおざわ基幹センター	塩沢7-1	025-782-1170	
支店	六日町支店	六日町137-2	025-772-2341	2台
ATM設置	旧五十沢支店	宮330		1台
ATM設置	旧城内支店	上原117-1		1台
ATM設置	旧大巻支店	寺尾264-2		1台
支店	浦佐支店	浦佐5130-1	025-777-3181	2台
ATM設置	旧藪神支店	一村尾1572-1		1台
ATM設置	大崎農業会館	大崎4178-2		1台
ATM設置	旧東支店	茗荷沢520-2		1台
ATM設置	株式会社 エレナ	関59-5		1台
支店	塩沢支店	塩沢7-1	025-782-1175	1台
ATM設置	旧中之島支店	中子新田217		1台
ATM設置	株式会社 羽吹建設	長崎329		1台
店舗	アグリセンター六日町	美佐島1878	025-773-6121	
支店兼店舗	湯沢支店・アグリセンター湯沢	神立1532-1	025-785-5311	1台
ATM設置	はりまやナッツ店	塩沢3-2		1台
総合センター	アグリセンター大和	浦佐5148-1	025-777-3180	
農畜産物直売所	四季味わい館	下一日市855	025-783-3983	
農畜産物直売所	あぐりばーく八色	浦佐5147-1	025-788-0253	
精米施設	特産センター	津久野下新田33-3	025-770-0507	
精米施設	しおざわ精米センター	目来田68	025-782-4688	
カントリーエレベーター	六日町カントリー	津久野下新田17	025-770-0278	
カントリーエレベーター	大和カントリー	九日町4021-1	025-777-5058	
カントリーエレベーター	大和第2カントリー	九日町4416-1	025-777-5058	
カントリーエレベーター	しおざわカントリー	大木六727-1	025-782-9702	
餅加工所	餅加工所	津久野下新田11-9		
農産物集出荷所	六日町青果物集出荷場	津久野下新田11-4		
農産物集出荷所	大和青果物集出荷場	浦佐4845		
農産物集出荷所	農産物集荷所	大木六596-9	025-782-2246	
農産物利用所	農産物利用所	神立1532-1		
流通センター	流通センター	浦佐5151		
冷蔵施設	冷蔵施設	浦佐5130-1		
きのこパックセンター	しいたけパックセンター	茗荷沢1473-25		
きのこパックセンター	しいたけ第2パックセンター	茗荷沢1473-25		

種別	名称	所在地	電話番号	ATM
菌床センター	しいたけ菌床センター	茗荷沢999-2		
倉庫	下原農業倉庫	下原409-4		
倉庫	浦佐低温倉庫	浦佐4845		
倉庫	大崎農業倉庫	大崎3316-2		
倉庫	六日町自動ラック倉庫	津久野下新田11-4		
倉庫	目来田資材倉庫	目来田131-1		
倉庫	荒町倉庫	塩沢334-9		
倉庫	荒町資材倉庫	塩沢334-9		
倉庫	大木六自動ラック倉庫	大木六272-1		
倉庫	大木六低温倉庫	大木六243		
倉庫	大木六資材倉庫	大木六253		
倉庫	六日町資材倉庫	美佐島1875		
倉庫	湯沢資材倉庫	神立1532-1		
育苗センター	育苗センター	大木六253		
種菌センター	種菌センター	大木六596-7	025-782-9893	
自動車修理工場	車両センター	美佐島1838-1	025-772-3990	
農機具修理工場	農機センターしおざわ	目来田137	025-782-0036	
農機具修理工場	農機センター六日町	美佐島1859	025-772-3462	
農機具修理工場	農機センター大和	浦佐5130	025-777-2225	
葬祭セレモニーホール	虹のホールみなみ	美佐島1772	025-781-5555	
葬祭セレモニーホール	虹のホールしおざわ	目来田68	025-782-5666	
給油所	石打スタンド	関969-3	025-783-2865	
給油所	六日町スタンド	四十日2819	025-776-2867	
給油所	大和スタンド	浦佐5131-1	025-788-0930	
ディサービスセンター	ほなみの里	上原51	025-780-2122	
ディサービスセンター	なの里あいあい	大崎1860-1	025-779-4800	

ワンストップサービスMAP

大和地区【浦佐支店】



六日町地区【六日町中央支店】

塩沢地区【塩沢支店】

湯沢地区【湯沢支店】

